県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和2年12月18日(金) 開会時間 午後1時00分

閉会時間 午後5時35分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖

副委員長 土橋 亨

委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦

渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱)小澤 浩

資產活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一

森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題(付託案件) 県有地の貸付に関する調査及び検証に関する件

第120号 和解の件 第121号 和解の件

会議の概要

まず、12月17日に参考人として出席した石原峡東地域県民センター所長より発言訂正の申し出があり認められたため、事務局が朗読した。また、委員会会議録の修正について、委員長に委任することを了承された。

次に、本日配付された資料のうち「裁判所提出書類」について執行部から説明を受けた。

会議の内容

皆川委員長

昨日参考人として出席いただきました石原峡東地域県民センター所長より、発言の訂正の申し出が文書によりありましたので、事務局に朗読いたさせます。

深澤議事調査課長 県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会委員長、皆川巖殿。

石原洋人。

昨日の委員会の参考人質疑において、私が向山委員から、藤田弁護士の選任に当たり、知事、または知事政策局からのかかわりのお尋ねがあったところ、「ない」という答弁をいたしました。しかし、委員会終了後、冷静に当時の状況を思い返したところ、どのような形で藤田弁護士の名前が入ってきたのかは記憶にありませんが、藤田弁護士は、知事の紹介であったということを思い出した次第です。当時の資料も手元にない中での答弁であったため、藤田弁護士がどのような方なのかを、行政経営管理課として苦労して調べた当時の記憶が先走り、記憶違いをしてしまいました。

以上でございます。

皆川委員長

以上のとおりであります。

石原参考人からの発言訂正の申し出につきましては、これを認めることといたします。

また、委員会会議録の修正につきましては、委員長に委任願います。あわせ て御了承願います。

次に、本日の進め方についてであります。

本日は、まず、昨日の本委員会で審査途中になっております裁判所提出書類にかかわる執行部の説明に関する質疑を行った後、本委員会に付託された第121号議案について質疑を行います。御了承願います。

なお、森林環境部から申し出があり、本日午後3時から会計検査院第4局、 農林水産検査第4課による会計実施検査のため、審査を中断いたします。あら かじめ御了承願います。

次に、12月17日の審査において、本日回答することとなっていた渡辺委員及び向山委員からの質疑について、執行部の回答を求めます。

小沢県有林課長 それでは、委員から御質問がありました件につきまして、回答させていただ きます。

まず初めに、渡辺委員の御質問であります。

1問目、藤田弁護士作成の準備書面を裁判所提出前に知事が見ていないというそごが、なぜ起こったのかという御質問であります。

通常、県がかかわる裁判で、訴訟の行方に多大な影響があるような反論ですとか、大きな方針転換などを行う際には、当然知事の確認を求めておりますが、 県が提出する準備書面等の全てを知事に確認を求めることはしておりません。

本件訴訟で、藤田弁護士が提出した3件の準備書面につきましては、従来の主張と大きく変わるものではないと判断したことから、知事の確認は求めなかったものであります。

一方で、知事は藤田弁護士と面談した際、本会議で答弁したとおり、住民訴訟の意義を踏まえた適正な対価について真実を発見するという県の姿勢とともに、訴訟関連書類は必ず自分の確認を得るよう伝えていたと承知しております。

このような中、結果的に同弁護士が知事の確認の有無を確かめずに、従来の主張に沿って訴訟を追行しておりました。

次に2点目でございます。裁判所の主導による不動産鑑定についての御質問であります。

裁判所の関与ではなく、県が主体的に県有林貸付の適正化を進めていくこと が重要との考えから、和解案を提出させていただいているところであります。

知事の本会議での発言にもありますとおり、山梨県のことは県民を代表される議会と執行部こそが誰よりもよく知り、そして真剣に考えているものであり、外部機関である裁判所に委ねるのではなく、県議会での議論や検証委員会での検証を踏まえながら、県有林貸付の適正化を進めていきたいと考えております。

続きまして、向山委員の御質問についてであります。

まず1点目、退職者の富士急行への再就職についての御質問であります。 県では、退職者の営利企業に対する推薦を行っておりません。県の取扱要領では、本庁課長級以上の職員であった者が、退職後2年間、営利企業等へ再就職し、県に営業活動を行うことを自粛する旨を定めておりますが、再就職自体は法令で禁じられてはおりません。

また、地方公務員法等の規定によりまして、県職員が再就職する場合、在職

時の職務に関連する契約等の事務について、現職の県職員に対して働きかけを 行うことが禁止されており、違反すると刑事罰の対象となります。これらのこ とから、特に問題があるものと考えておりません。

それから2点目、週刊新潮に掲載された演習場内別荘地の貸付料についての 御質問であります。

この説明につきましては、先日提出しました資料を使って御説明をさせていただきたいと思います。恩賜県有財産の賃貸借契約書をお手元に御用意いただければと思います。

契約書の条文第22条をごらんください。演習場内の別荘敷貸付料の算出という条文でございます。ここにあります算定式で算定しておりまして、この第22条の規定により算出されておりました演習場交付金から別荘地として営業できない当該土地から得られる収益見込額を控除した金額となります。

具体的に申し上げますと、演習場内別荘地に係るその演習場交付金ですけれども、約1,800万円で、貸付料が1,500万円となります。

渡辺委員 私の先日の質問に御回答いただきまして、ありがとうございました。

まず1つ目の昨日参考人の令和元年度の行政経営管理課長さんにお伺いをして、行政経営管理課長としては、藤田弁護士からの準備書面を確認して、担当部局へ報告したという話をお伺いしました。そして、先ほどの答弁の中で、全ての書類が知事の決裁、あるいは知事の確認を得るものではないということは了承いたしました。

しかしながら、知事の答弁の中では、藤田弁護士交代の理由の一つとして、被告たる知事の了解を得ることなく裁判所へ準備書面を提出したという発言がありましたので、問題とさせていただいておりますが、先ほどの説明では、どなたか森林環境部、担当部局の方がそれを了承して、藤田弁護士の準備書面を了承して、藤田弁護士にそれをお伝えして裁判所へ提出したということですか。何を言いたいかといいますと、藤田弁護士には非難されるべき点はないということですか。

小沢県有林課長 繰り返しになり恐縮です。知事は藤田弁護士と面談した際に、本会議で答弁 したとおり、住民訴訟の意を踏まえた適正な対価について、真実を発見すると いう県の姿勢とともに、訴訟関連書類は必ず自分の確認を得るよう伝えていた と承知をしています。

渡辺委員 問題の本質からそれるようで、余り好ましくないのかもしれないですけれど も、それでは決裁したのが知事でなかったとして、どなたかが最終的に、藤田 弁護士にこの準備書面を裁判所に提出してもいいですよというゴーサインを出 されたんですか。

小沢県有林課長 準備書面につきましては、県有林課と行政経営管理課<mark>が</mark>相談した中で進めて おりました。

渡辺委員 最後にしますけれども、それでは別に藤田弁護士は県に了承を得ることなく 準備書面を出したのではなく、知事でないにしても、県として了解した中で、 裁判所に準備書面を出したということでよろしいですか。

市川総務部長 申しわけございません。先ほどの県有林課長の答弁にありましたように、知事が弁護士に対して自分の姿勢と、あと知事自身に確認をしっかり得てから出

すようにということを言っていたと。ただ、現実問題として、おっしゃるとおり県としては、知事には上がっていない状態で県としては弁護士から上がってきた準備書面案については、何も言わなかったという事実があるわけですけれども、それが結果としては、知事自身に確認、了解を得たのかという確認を取らないまま、結局行ってしまったということになります。それで、先ほどの県有林課長の答弁になっています。

白壁委員

要は、知事は何を言っていたかというと、よく言う言葉は、ミスリードと言ったんだよ。ミスリードってどういう意味かというと、知事の意向に合わないところがあって、その方向に行ったという意味なんだよ。だけど、皆さんは絶対に細かいことでも報告するよね。課内の中では報・連・相をやっているよね。レクをしっかりやっているよね。

普通に考えれば、こんな重要な問題を知事に説明しないなんて絶対にないと思うよ。議長経験者だったらよくわかると思う。何でこんな細かいところまで議長に説明するのかというくらい説明するんだ。

だから、その中の方向性が違う方向にミスリードしていったから、藤田さんはおやめいただいたということになる。よくミスリード、ミスリードって言うよね。ミスリードってどういう意味かというと、捉え方と違う方向に進んでしまったという意味だよ。それは知事がこういう方向に行くものだと思っていたものが違った。それと、相談とはまた別だ。今こういうことでこういう準備書面を提出する予定であります。準備書面を提出します。上申書を提出します。それで断りをちゃんととっていると思うよ。どうですか。

市川総務部長

先ほどの話にかなり近いんですけれども、弁護士はおっしゃるとおりです。 私どものほうに準備書面案を送ってきたのは事実でございます。

知事としては、それは自分が確認をした上で提出されるものと思っていたと、 その前の弁護士との間の関係においては。ただ、それが結果として自分が見る ことなく、行き違いで提出されてしまっていたので、今回契約を解除するに至 ったという答弁をしたと理解しています。

白壁委員

ということは、一度もこの件について、藤田弁護士、もしくは足立弁護士、 足立弁護士はそのまま契約しているから相談したのかな。藤田弁護士は相談を しないからやめていただいたというような、この間のニュアンスだよ。という ことは、県の行政経営管理課や県有林課からも知事には一切レクしていないと いう意味だね。確認です。

市川総務部長

レクは行ってございません。ただ、今の足立弁護士については、そういうことがないように必ず準備書面については、御相談はしていますけれども。

白壁委員 珍しいね。

渡辺委員

今のやりとりを聞いていまして、要は藤田弁護士を解任したのか交代させたのかは言葉の違いですけれども、いずれにしても、弁護士が交代となる理由として、被告たる知事に準備書面の提出の了解を得ることなく出したという点を、例示されておりましたけれども、今の話をお伺いしたところ、やはり県の内部の問題だと思うんですね。藤田弁護士が悪いとは私には到底思えませんでした。自分で準備書面の案を提出して協議してくださいと言って、そして恐らく県の行政経営管理課だと思いますけれども、そこから訴訟代理人たる藤田弁護士に

ゴーサインが出て、裁判所に提出したと。

しかしながら、県の中では知事に対してレクを行っていなかったと。したがって、知事は承知していなかったという話ということになれば、これは藤田弁護士が到底悪いとは私には思えません。やはり県の内部の問題になると思います。

それは、きょういただきました向山委員の質問の1に関係してくることですので、後日県の内部の体制がいかなるものであったのか、改めて御説明をいただきたいということをお願い申し上げて、2つ目の不動産鑑定の質問に移らせていただきます。

先日も言わせていただきましたけれども、県が正式に提出したこの乙第45号の嶋内鑑定と、先日資料提供いただきました補助参加人が提出した丙3と丙4の不動産鑑定評価書、もしくは当初から県が提出しておりました日本不動産研究所の調査書の4つを見比べても、嶋内鑑定だけが異質なものですよね。その算定方法にしても、算定の結果の金額にしても、そんな中で、もう一回確認しますけれども、そして複雑なんですけれども、先日資料請求によって出していただきましたこの澤野法律不動産鑑定事務所というものも出てきたんですけれども、その中で、県としては嶋内鑑定が最も正当だというか、適切だと判断されているのか、最初に確認させてください。

金子林務長

考え方として、その前に行った澤野弁護士の鑑定意見書がお配りしてあると思うんですが、これの24ページを見ていただきたいんですが、(3)の上の部分です。読み上げますと、本件土地の適正賃料の鑑定評価に当たっては、造成開発前のいわゆる素地価格とせず、本件土地の現況を所与とすべきものと思料され、被告のこの点に対する主張は妥当でないものと思われる。ということで、要はこれが、この鑑定の現況でやるべきということになっています。

先ほどおっしゃられた日本不動産研究所、これは不動産鑑定ではなくて、価格等調査ということで、前提を置いた上でやっています。その前提というのは、山林原野というのが前提なので、これは鑑定書とはちょっと違うものと。

補助参加人の鑑定については、これはよその鑑定なのでコメントできませんが、利害関係者から出てきていると。県で初めて価格を示すためにやった鑑定、これは先ほどからの嶋内鑑定ということですので、これが適正であると。澤野弁護士は意見書ということであって、鑑定書としては、それは初めて県が行ったということで、適正なものだと考えてございます。

渡辺委員

澤野弁護士は、いいです。証拠として県が提出されませんでしたので。ただ、今ちょっと聞いていて、一番不思議に思うんですけれども、さきの答弁にもありましたように、補助参加人が出したこの鑑定評価書は、利害関係人だから認められないと説明がありましたけれども、私からいわせれば、県も利害関係人だと思います。被告ですから。それを県が出したこの乙第45号のみが利害関係人でないものから出した正当なものという理屈にはならないと思うんですけれども、いかがですか。

金子林務長

利害関係人というのは、本会議でも知事が答弁させていただいたとおりですが、県として適正な金額を出すために初めてやった鑑定が、この嶋内鑑定でございますので、これが適正なものと考えてございます。

渡辺委員

いわゆる本契約における利害関係人と裁判上における利害関係人はやはり違うと思いますので、私には今の説明では到底納得できませんし、県で初めて行

ったこの不動産鑑定だとおっしゃいますけれども、これは飯島委員もおっしゃっていますけれども、これは誰がどう見ても、この意見書だと言われますけれども、鑑定評価書だと思います。県はやはりやっているんだと私は思いますが、いずれにしましても、それぞれが責任ある立場で日本不動産鑑定士協会の会員の方々が、それぞれ出してきた鑑定結果が、どれが正しくてどれが誤っているのか、それこそまさに訴訟の中、いわゆる裁判所の判断でなければ、我々だってどこがどう違うのか、そしてどこがどうして間違っているのか、なかなか判断しづらいと思いますので、やはり裁判所の関与が必要なのではないかと。

もし、本当に適正な、いわゆる地方自治法第237条第2項に言う適正な賃料を県として真摯に求めるのであれば、中立公平な裁判所による裁判所の鑑定を求めたほうがよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

金子林務長

昨日も答弁させていただきましたが、この鑑定は不動産鑑定の評価に関する 法律というもので実施をしております。これは地方自治法との適用関係に及ぶ 規定がございません。この方法でやりますと、もちろん土地の最高有効利用と か対象確定条件、そういうものもありますが、継続賃料の算定で直近合意時点 をもとにするという規定もございます。

この鑑定をもって、地方自治法の概念のない鑑定をもって、237条2項に違反していると言っているわけではなくて、237条2項の適正な対価というのは、当該財産が有する市場価値とされるのは、一般的な法解釈でもありますし、これまでの原告とも含めまして、法的議論の結論でもあるということですので、そもそも現況を所与とするというところがもとで、その根拠を不動産鑑定に求めているわけではなくて、地方自治法に求めているということでございます。

渡辺委員

それであれば、なおのこと、法律のいわゆる237条2項の解釈をどう捉えるかを決めるのは、皆さん方はもちろんその立場だから主張するのはよろしいですけれども、法自体がどうであるかを決めるのは、まさに裁判所の判断によるものだと思うんですけれども、そこを明らかにしていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

金子林務長

その点については、現在原告も被告も同じ認識でございますので、通常であれば同じ認識のものについての判示ということにはならないものだと考えてございます。

渡辺委員

ということは、この裁判が和解に終わるのか、取り下げていけるのか、棄却されるのか、もしくは県にとって敗訴の判決になるのかわかりませんが、いずれその補助参加人に対して賃料を求めるのか、あるいは契約の、違法無効だとおっしゃっていますので、新たな契約の締結を求めるのかよくわかりませんけれども、そのときに訴訟になると思います。少なくとも原告と被告は、通常考えられませんけれども、重要な争点において意見が一致しておりますが、補助参加人は準備書面でそうは言っていないはずです。

ですから、今後仮にこの訴訟が終わったとしても、いずれ訴訟でそこの部分を問うことになると思うんですが、その辺についていかがお考えですか。

金子林務長

仮定のお話にはお答えはできないわけでございますが、いずれ契約金額を提示するという過程で、現在の補助参加人も含めまして、丁寧に説明をさせていただきたいと考えてございます。

渡辺委員

自分に都合よく仮定をしているわけですね。237条2項に違反して違法無効だという。私に言わせれば、これも別に裁判所が出した確定判決の効果でもないですし、最高裁判例によるものでもないと考えておりますので、それも仮定だと思うんですけれども、ここについて今話を詰めていっても、仮定に仮定を重ねるだけですので。

最後に、やはりこれはさまざまな判断においては、皆さんおっしゃっていらっしゃいますけれども、それが正当だというのであれば、裁判の中でやはりそれを主張して裁判長にお認めいただいて、補助参加人に対して求めていくなり、原告に対して求めていくなりされていったほうがいいということを意見として申し上げて、終わります。

白壁委員

その違法無効の根拠というのは、嶋内鑑定の鑑定書が全て正しくて、ほかの ものは全部間違っている。だから、違法無効だと。安く貸し付けている。だか ら、237条2項に該当するという意味合いになるんだよね。

それで、これをちょっと読んでみたら、ほかの取引事例がないと言っている。 措置の中というか、賃貸しているところには。その中の価格で中に入れている んだと。

もう一つは、嶋内鑑定人がちょっと離れたところのボーイスカウトの跡地を 事例として、それを根拠にして10,000幾らというのを出している。

こうやって見ていくと、普通鑑定書というのは、若干の誤差はあるが大体合うんだよ。これだけ著しく乖離しているというのは珍しい。

直近の取引の事例を根拠にしながら継続地代というのを決めていくと、普通はこれなんだよ。これをやらなければここで、終わるわけにはいかないんだよ。

だから、継続賃金・地代というやり方を通常の長い年月をかけるときには、その使い方をやっている。一回一回、例えば3年ごとに見直しました。何も建てません、何も使いません。もしくはここで切れるような状況の賃貸契約であれば、定期借地権的であればこれがいけるんだよ。

だけど、これは一般じゃない。契約の中に転貸もしていいと書いてあるんだよ。建物をつくっていいと書いてあるんだよ。だから、それにのっとって、それでやっているんだよ。

だから、直近の価格をまず基本にしながら更新したり、改定したりするんだよ。普通の鑑定書の捉え方で。だから、こういうものがあるんだというわけだ。

そうすると、それにまた地方自治法とこれとは違う。そんなことはない。これがあるから根本があって、著しく安く貸し付けているから、その237条2項に該当するから、それとくっついてくるんでしょう。ということなんだよ。

固定資産税と何とかって、きのうも言ったんだけど、需要と供給のバランスで、需要が高くなると当然使用料が上がってくるんだよ。固定資産税というのはバブルのときそうだったじゃない。どんどん値段がつり上がっていって、路線価が合わなくて、20%以上になるところで補正をかけて上げていって、今は逆なんだよ。あの鑑定書の捉え方でいくと、すばらしい土地で、すばらしいもので、どんどんお客さんが来ていて、すばらしい観光地でパノラマでと書いてある。どこが見えるの。湖なんか見えないよ。売店はすごく下がっていて、全然お客さんがいないよ。今の山中湖っていうのは。そういう状況なんだわ。

そうすると、貸し賃がどんどん下がっていくんです。いわゆる路線価も下がってくる。本来だと路線価のほうが遅いんだよ。こういう捉え方からするから、一緒になるということは普通、ゼロとは言わないけれども、考えにくいというの。わかるかね。

だから、世の中の流れだからしようがないけど、そういうものをここにとっていくと、この中は隣接しているからね、係数も高いしね。何でここまでのというと、20億円対何億円というこの差が出てきちゃう。

その利害関係がとったところって、何の利害があるんだろうな。利害関係がとったところの鑑定書は利害関係だから使わないと。我々が初めてとったのが一番正しいんだと言っている。結局、我々が初めてとったのを見ると、これが異様に、異常に恣意的だか何かわからないけど、値段をつり上げるような方向の鑑定書になっているんだよ。

だから、本当に鑑定士とか弁護士だとか、そういった人たちがいないとわからないよね。何でここでこんな単価を使うの? ゴルフ場を別荘分譲するって? 誰が決めたの? 最有効使用の原則? これが最有効使用かな。ゴルフ場をつくるのにすごいお金がかかるんだよ。パブリックだよね、あれ。メンバーじゃない。すごいお金がかかる。わざわざそこまでするかな。でも、それによって今度は単価が上がってくるんだ。それを原則にするから。いわゆる貸賃の単価がどんと上がるんだよ。それを狙って最有効使用、それがあれかな、僕らがわからないからかな。ゴルフ場を壊して宅地の別荘分譲にしたほうがもうかりますよということを言っているんだな。よってもって単価が上がるという意味よ。何回も言ったよね、これを。だけど、そういう捉え方って違うでしょうって。

金子林務長

多岐にわたりまして、もし答弁漏れがあれば御指摘いただきたいと思いますが……。

白壁委員

一番重要なところは、根底はその鑑定書だということね。

金子林務長

まず、値段が大きく違うその一番の原因というのは、山林素地をもとにしているのか。主たる現況をもとにしているかというところが、これが一番の大きな違いだと思います。そのほか、最有効利用は何かというような、そこは不動産鑑定士、業務独占資格を持った不動産鑑定士が評価する、判断する項目ですので、そこについての評価は控えさせていただきたいと思います。

あとは済みません、もう一つ何でございますか。

白壁委員

一番重要なところは、継続賃金が、地代の捉え方だよ。何で継続地代はだめなのか。これは新たにそこのところで山林原野でと、現況の価格でと。だから、山林原野が間違っているから現況の価格が正しいからこれが合っていますということだ。何でだめなのか。

金子林務長

白壁委員の御指摘は、通常の民間の土地であれば、まさしくそのとおりでございまして、合意した金額というのは当然ベースになって、これをもとに3年なら3年の変化を追っていくと。ところが、県有地は公有財産でございますので、237条2項の規定で、そもそも適正な対価でなければいけないと。適正な対価でなければいけないということになると、今が適正な対価ではないということになれば、これは前契約がなくなりますので、直近合意時点というのは、なかなか使用ができないということになります。

白壁委員

もう耳にたこだよ。その前に卵を産むときは鶏が必要なんだわ。鶏が何だというと、鑑定書だよ。鑑定書は何回も聞いている。民間だけか。国有地で北海道のスキー場が現況の価格で計算しているか。答えて。

金子林務長

多分、スキー場に関しては、うちでもそうですけれども、造成地という切り 開いて宅地扱いはしていないということがございますが、例についてはちょっ と課長のほうから答弁を。

白壁委員

答えられるか。住所を言ってね。開発業者のスキー場の名前と継続でなくて 現況でやっているところの。林野庁に確認したらすぐわかるよ。

これは民間だからこうだとかって言うから僕がそれを言うのよ。ちゃんと公的なところだって、そういうものはちゃんとあるの。

だから、基本的なものというのは、民間だろうが何だろうが鑑定書の基準というのは同じよ。別荘地だから、ゴルフ場だから造成していないとか、ゴルフ場だから造成してあるとかないとか、ロッジはどうやってつくってあるとか、道は入れるとか入れないとかって、そんなことは一緒。水道だって同じ。インフラ整備もしっかり同じようにする。決してそれがスキー場だから、ゴルフ場だからって変わるものじゃない。スキー場だって道あるでしょう。水道もあるんでしょう。どっちにしたって同じ。

だから、そういうものをスキー場は粗造成するだけだからなんてそんなことはないよ。鉄塔を建てたり、いろいろな施設をつくってやるんだもん。だから、同じこと。鑑定的に考えていくと同じこと。

手引書の中には、細かく分けなさいと書いてあるよ。今回だってみんな分けているじゃない。その例を出しているよ。これじゃなくて、国交省のこの手引書があるじゃない。あの中には細かく出ているけれども、結果的には同じよ。どう。

金子林務長

上物については、スキー場の鉄塔とか、上物については土地と別の評価ということになるんですが、国有林では例えばその開発地については国有林野の貸付の取り扱い、これは国有林野及び国有林野の活用に関する法律というのが別途ありまして、そこで造成費については、それを控除して価格を算定するという規定がございます。

県有地の場合は、そういう規定がないという中では、有効費については適正な価格とは別途取り扱わなければいけないと、そういうふうに考えてございます。

白壁委員

そんなこと聞いていないよ。だから、そういうところを継続地代でやっているのかやっていないのかと聞いているだけのことだよ。そんなこと聞いていないの。国有地のそういうときにはこうだなんて、それは控除されている。そこのところが現況のところでやっているの? 継続した企業がずっと昭和だか、明治だか、大正だかわかんないけど、戦後だかわかんないけど、そういう人たちが借りてきているところで、それが例えば20年ごとにみんなかわって、見直しして、今度は現況でいきますってやっている? そうじゃないよね、その直近のやつ使っているじゃない?造成費云々なんて聞いていないもん。そうじゃなくて、このもとは山林原野で継続してきているのか、それとも契約更改のとき、改定のときそこでやめたと言って、もう一回元の路線価を出して、単価を出して、そこから新たに契約しているか。ただそれだけのことだよ。それを聞いてんの。

金子林務長

適正な対価であれば、当然にその適正な対価をもとに継続賃料を出しますし、 適正な対価でないということになれば、これは前の契約が使えないと、こうい う認識でございます。

白壁委員

だから、書いてあるのよ、その継続のところに。お互い了承の上と書いてあるでしょう。協議の上決定すると書いてあるんだよ。だから、どんどんお客さんが多くなれば、県だってもうちょっと上げてよと、こうなるよ。国もどんどんお客さんが来てスキー場がブームのときには上げる。それが下がってきたら、今度は、借り手側や賃借人側がもうちょっと下げてよと。指定管理と同じだよ。当然だよ。

だから、そういう捉え方で、本来はいくべきものなの。じゃなければ、もう 投資できないんだよ。そこでスキー場で100億円投資しました。ゴルフ場が 100億円じゃできないけれども、100億円投資しました。そうしたら、こ こで終わりました。だから、マニュアルの中にも投資に対してのあれもあるよ、 減価も、減価償却というか、減らしていくのも書いてあるよ。だけど、基本的 にはここで終わったら、次の人が普通考えられない。

金子林務長

その例えば契約更新のときに、金額を変えていくのは、もちろんスライド法とかで物価指数だとか、そういうものを使って、土地の価格の上下によって変わっていく。これは通常の継続賃料の考え方ということですが、今回の場合はそのもとになる金額が適正な対価でなかったということで、改めてそこは現況で評価をしなければならないということだと考えております。

白壁委員

だから、3つの指標を絡めて使えって書いてあるのよ。ただ利回り法だけじゃだめだと書いてあるでしょう。スライドだけでもだめだって書いてあるじゃない。ちゃんとそういったものを加味しながら使え、計算しなさいと書いてある。手引書のがもっと詳しく書いてあるよ。よく読んでみればいいじゃん。だから、これは偏った鑑定書になっているよということだよ。どう?

金子林務長

継続賃料の算定の仕方の考え方は、委員御指摘のとおりだと思います。ただ、この場合は、そもそもの金額が適正な対価でないということで、その継続賃料としての扱いができないということでございますが、嶋内鑑定に関しましては、 先ほどの3つの方法を全て比較衡量した上で利回り法をとっていると承知をしてございます。

白壁委員

だから、もとは何でその計算が、皆さんは安いと言うんだけど、私は妥当な金額だと思っているけれども、その根底にあるのが鑑定書なんだ。そうすると、これが安いからそこのところへ行くの。だから、もとはこれだっていうの。鑑定書が違うの。だから、20億円対6億円対3億円だと、いっぱい出てきて、みんなバラバラなの。そんな鑑定書あるわけがない。だから、これが恣意的に上げているということを言うのよ。

だから、よく読んでいくと、間違っていないんだよ。最有効使用だと、これは基準には合っているんだよ。だけど、逸脱しているんだよ、考え方が。もう突拍子もない捉え方なの。ゴルフ場を壊して分譲地にしろ? ゴルフ場を壊したらそこへ分譲マンションをつくればいいじゃない? もっと高く売れるじゃない?そういう捉え方がおかしい。だから、根底はこれよ。

で、これを今度また渡辺淳也委員のあれじゃないけど、我々が2人で話ししていたら、意見を言い合って、これで裁判が終わる? やっぱりさ、それを聞いているジャッジマンもいて、ジャッジマンが赤だ白だと、こう決めるのもするよ。だから、我々がここで負けるか勝つかは問題じゃないと言っても、敗訴

か勝訴かというのは問題になるんだわ。だから、ここで和解なんかしちゃだめよって。

一番重要なところは、弁護士に任せるべきだよという意味だよね。

向山委員 きのうの答えの部分でお伺いします。

まず、今後、御答弁いただくのかもしれないですけど、天下りに関する求釈明の回答についての2番目、本訴訟について十分な説明と立証を求められて、いつ回答する予定かという部分について、これはいつ御回答いただけるんでしょうか。

小沢県有林課長 このことにつきましては、訴訟代理人と相談して対応をしてまいりたいと考 えております。

向山委員 訴訟が終わってしまった場合というのはどうするんでしょうか。今、和解案 の審議なので、もちろん和解すると訴訟が終わってしまうんですけど、訴訟が 終わってしまった場合、この求釈明についてはどのように御回答する予定でしょうか。

市川総務部長 貸付手続の適正性ということで検証委員会の範疇になれば、それはそれで検 証委員会の作業の中に入ってくるかと思います。

向山委員 というと、今回の和解案の中の検証委員会というのは、いわゆる原告側が強い言葉で言っている富士急行との癒着、あるいはこの県職員の天下りという部分も幅広く、そこも含めて検証するということでよろしいんでしょうか。

市川総務部長 まだ検証委員会が立ち上がっていないわけでございますが、そこはこれまで の議論を踏まえて、今貸付手続の適正化のために検証作業をしていただくと考 えているわけですから、そこはその中身の運営については、先日の答弁で申し上げたとおり、第三者で専門的である弁護士に委ねたいとは思いますけれども、 そういったところでは十分入ってくる可能性があると思っています。

向山委員 和解案の中を見ると、適正価格、またあるいは賠償の責任の有無ということ があるんですけれども、その検証委員会が行う中身については、県としては話 はできないということなんですか。指示をしてそこにやってもらうんじゃなく て、中身自体も全部その検証委員会に任せてしまうのか。

市川総務部長 わかりにくい答弁で申しわけございませんでした。

今、検証委員会で考えておりますのは、目的といたしましては、今回の訴訟で求められている対象者の責任の有無ですとか、請求額について県有林貸付手続を適切に含めて詳細に検証して、今後の県有財産の適正化を図ってまいるということです。

具体的に今想定している検証内容といたしましては、先ほど申し上げたような対象者の責任の有無や請求額等に加えて、手続の適正性について検討すると、その上で個人の責任に偏らず、算定方法が前例を踏襲し続けてしまったことや意思決定のあり方など、システム的な問題なども検証して改善策をまとめるということを基本的に考えてございます。

向山委員 それは第121号議案の中でまたお伺いします。

ここの天下りに関して言うと、とりわけ、先ほどの御説明を聞きますと現在の県の考え方では、この原告の第6準備書面で言っている天下りという部分については、違法性はなく適法だという認識でいいということを、もう一度確認をしたいと思います。

小沢県有林課長 おっしゃるとおりです。

向山委員 もう一つ、北富士演習場の別荘地の部分ですけれども、先ほどの説明で 1, 800 万円、それに対して賃料が 1, 300 万円ということなので、年間 500 万円の収入という認識でいいんですか。

小沢県有林課長 演習場交付金が約1,800万円、それから貸付料は1,500万円となります。

向山委員 そうすると、300万円分だけ富士急行さんに利益が出ているという認識で いいんですかね。

小沢県有林課長 委員のおっしゃるとおりです。

向山委員 その上でいくと、300万円だと。仮にあくまで週刊誌の報道なので、どうかはわかりませんけれども、累計で1億円以上利益を得た計算であるということですけれども、この1,800万円という数字は、どこかで公表をしている数字なんでしょうか。

小沢県有林課長 公表しておりません。

向山委員 というと、ここで言っているこの県庁幹部の方の問題点の指摘というのは、 これは本来、表には出していけない数字が出ているという認識でよろしいんで しょうか。

金子林務長 積極的に公表していないだけであって、別に隠し立てしているわけではない ので、通常の交付金ということですから、当然開示請求とかをいただければ開 示できる内容だと思います。

向山委員 承知しました。じゃ、ここで出たものに関しては、特に問題視をするという ことはないんだなということを認識をさせてもらった上で、この北富士演習場 の件に関しては、これまでどおり、これまでも適正にやってきて、ここについ ては問題視をする、あるいは先ほど言った検証委員会の中でこの部分について、 何か検証を行うというようなことはあるのかないのか、そこを最後確認したい と思います。

金子林務長 検証委員会では、適正な貸付手続ということですから、その全てに関して対象にはなり得ると。ただ、それがそういうふうになるかどうかというのは、その検証委員会での御議論によるものだと思っています。

向山委員 今の北富士演習場の富士急行に関連するこの土地の貸付については、県としては適法であり、適正であるという考えは、そこだけ最後に確認します。

金子林務長 適正であると考えております。

小越委員

ちょっと整理させていただきたいんですけど、先ほど出たこの澤野鑑定書は、 山梨県側の証拠書類として裁判所に提出されていないということで、山梨県が 鑑定書として出したのは、この嶋内鑑定を裁判というか、適正だということで やっているだけで、この澤野弁護士のは、採用されていないから、裁判にも出 していないし、山梨県はこれをボツにしているという認識でいいですか。

小沢県有林課長 この資料につきましては、裁判所に提出をしておりません。

小越委員

裁判所の書類じゃないということで、嶋内鑑定だけが行っていると。山梨県とすれば、この嶋内鑑定が正しいからこれにのっとって裁判を進めてくださいという意味だと思うんですけど、さっき見たら、これ令和2年5月14日で、長崎幸太郎様と出ているから、これは山梨県としてこの澤野弁護士にお金を払って出してもらったということですよね。

小沢県有林課長 そのとおりでございます。

小越委員

ということは、やはり山梨県とすれば、その嶋内さんという人と、少なくともこの澤野弁護士という人を2つ鑑定を出したんだ、お金を払っているし、5月、ここが。そしてそれはまた今度あるけれども、パラッと見たらここは20億円じゃなくて、6億9,122万円で、すごく違うんですよね。20億円と6億円で、どうして同じ土地のことをするのに、さっき林務長がこの方は山林原野じゃなくて、現況でやっていますと言ったんだけど、こんなに違うのに、両方とも県が2つやってくださいとやったのに、どうしてこっちだけを証拠書類として出したんですか。

皆川委員長 今の件に対する質疑だから、後でまたやりますので。

小越委員わかりました。

金子林務長

澤野弁護士には、鑑定意見書の提出を求めたものでございまして、その鑑定意見書の中で適正な賃料というのは、現況によるものだということが示されたということでございます。その参考資料として、鑑定書の提出をされてございますが、これは例えば所在市町村交付金で、普通は土地の評価額から算出をしなければいけないんですが、この鑑定に関しては、現在県が払っている山林素地をもとにして出した県が払っている固定資産税相当額、これを前提として、その額をそのまま載せているということで、全体的な額を示すものとしては、適切ではないと考えてございます。

小越委員

そのことはまた後にするとして、先ほど渡辺委員から、知事と藤田弁護士のやりとりがあったんですけど、ということは、知事に連絡をせずに県有林課が従来と同じような藤田弁護士の準備書面だから、まあいいやということで、それで知事に報告せずにやったとなりますと、その段階で県有林課とすれば、知事がこれでは違うというんじゃなくて、あくまで山林素地のままで続行できると踏んでいた。そしてそれを知事に黙ってやろうとしたのか、知事を説得しようとしたのか、その段階では県有林課とすれば、まだ従来の山林のままでやっていけると踏んだので、知事に報告しないで準備書面を黙って出しちゃったと

いう経過でいいですか。

小沢県有林課長 訴訟の行方に多大な影響があるような反論ですとか、大きな方針転換などを 行う際には、知事の確認をもって進めていますが、県が提出する準備書面等の 全てを知事に確認を求めていることはしておりません。

小越委員

だから、そのときまでは藤田弁護士の従来の説明と同じだからよかったんじゃないかとさっき言っていましたよね。ということは、県有林課の中では、知事に叱責されるまでは、県有林課とすれば従来のままでいけると思って、これが正しいと思ってやっていたということですよね。だから、そのまま藤田弁護士の準備書面のままいったと思うんですよ。違いますか。そこまでは県有林課とすれば、ずっと従来のままでいいと思っていた。だけど、知事に言われて大きく変更したということじゃないんですか、違います?

金子林務長

そういうことではございません。何度も申し上げていますが、知事がかわって、それまでの対応と、それまでは相手が適正な賃料じゃないと言ったことを、ちゃんと証明してくださいよということで、それに反論をする。そういったことで、訴訟を追行してまいりました。

知事がかわりまして、やはり適正な対価というか、真実をみずから発見していかなければいけないと。こちらからしっかり立証していくんだということで、姿勢が大きく変わったところでございまして、その作業をそれ以来、庁内でも続けてまいりました。

そのことをどのタイミングで訴訟の中で主張をしていくのかといったことについては、訴訟追行上のスケジュールというのは、恐らくあるだろうと、このように考えていて、そのタイミングがいつかというところで、そこは余り恐らく当時考えずにというか、そのタイミングはきっと熟した、代理人と相談してというようなことなので、そのまま出していったということではないかと思われます。

小越委員

きのうたしか私が主張していたところを一回検討したことがあると参考人の 方は言っていました。それはいつかと聞いたら、住民監査請求が来たときに、 やっぱりどうしようかと思ったと。でもそれでそのまま流してしまったと。だ けど、知事がかわったので、長崎知事は就任当時、選挙に出る前からこの問題 には取り組んでいたわけですから、そうしたら県有林課とすると、知事がかわ った段階で、この一番の知事の公約ですから、大きく変わるわけだから、検討 を始めているに違いないと思ったんですけど、どうやらでもそうでもなさそう だ。令和元年のこと、準備書面を読むと、前と同じような感じで言っている。 どこでどういうふうに変わったのか、そこを明らかにしないと、やはり説明が つかないと思うんです。

全然違う話をしますけども、たしか24日に裁判があるって聞きました。24日は、どんな流れになっていくのでしょうか。今回その和解案を継続にしたので、どうなるのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 お答えします。

24日の3時から次回口頭弁論がございますけれども、内容についてここで申し上げるかどうか、今準備中でございますが……。

済みません、裁判所からは故意・過失の点についての主張を出すようにということになっておりまして、それに関しての準備をしているところでございま

す。

小越委員 故意・過失って誰のどういうことなんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 歴代知事の故意・過失になっております。

小越委員

ということは、この和解は継続審査になっているので、山本元知事、横内元知事、後藤前知事の歴代知事の故意・過失について、山梨県側とすると準備をしていて、それを裁判で書面として出すということで、その中身については、まだ裁判がされていないので、ここで聞いてはいけないと思うんですけれども。それで聞きたいのは、この裁判は、富士急さんが補助参加人になっています。今回、和解案を認めて和解しましたとなると、今まで被告だった山梨県と原告の人は和解したということになりますけれども、では富士急さんの考え方はどうなるんですか。裁判は終わってしまっても、富士急さんは補助参加人といいますと、富士急さんの意見はどこにも取り上げられなくて終わりになっちゃうんですか。

保坂行政経営管理課長 裁判につきましては、原告と被告の裁判になっております。補助参加 人というのは、そのどちらかの立場として補助参加をしているということにな りますので、原告と被告の和解がされれば、それで裁判は取り下げられるとい うことになります。

小越委員

ということは、富士急さんの意見は、今山梨県が言っている話と真っ向から違うわけですよ。その富士急さんと山梨県は、今までは一緒の立場だったのが、ある日突然、全然違う方向になって、住民訴訟だけど、山梨県が被告なのに原告になってしまったと。そのときに、富士急さんと山梨県との話し合いは今どうなっているんですか。今はまだ同じ被告なんでしょう、富士急と山梨県は裁判上は同じ被告なのに、どういうふうにすり合わせをしているんですか。

保坂行政経営管理課長 富士急行と、富士急行の訴訟代理人と、それから県の訴訟代理人が、 それは裁判の手続上では書面としてのやりとりはございますけれども、今の状況になりますと、仮に和解で裁判が終了するとなれば、富士急行の御意見というのは、検証委員会でお聞きするということになると思われます。

小越委員

それでは、富士急さんが余りじゃありませんか。今まで一緒にやっていた被告同士が、ある日突然原告に回り、そしてそこが和解したら意見を言う場もないと。富士急に山梨県の今の立場を話をして、富士急さんの弁護士さんは、いや、違うじゃないかという代理人同士の話し合いはどのくらいされているんですか。富士急さんの意見は、皆さん、どういうふうに話し合いをしたり、こちらが提案したり、向こうから何か言ってきていることがあるんですか。

市川総務部長

ちょっと整理させていただきたいんですけれども、和解案にありますように、 今の時点で、私どもは損害賠償請求権の存在ですとか適正賃料が幾らだとか、 そういったものは今手元にないわけです。富士急さんに対してこういう考え方 でいかせてくださいというものは、むしろ先ほど行政経営管理課長が答弁した とおり、これから調査して、請求権が明らかになった場合には、適切に行使す るということを原告との間でやっていくわけですから、今の時点では富士急さ んの幾ら損害賠償請求権、または不当利得請求の権利があるかとか、そういう ことは何も明らかになっていない状態だということで御理解いただきたいと思いますけれども。

小越委員

和解案には、山梨県が適正賃料でなかったと立証したときには請求する、しなさいという和解案になっていますよね。でも、そうすると立証して、いやこの20億円のところが適正でございますよというふうに、庁内の立証の委員会でなったときには、富士急に損害賠償しろということになりますよね。今までの分の20倍、20億円払えと。

それについて、今度は逆に山梨県側が富士急から訴えられるんじゃないですか。だって、契約上は話し合いをしましょうとなっているのに、話し合いもしていないし、県の一方的なお金で拒んじゃいけませんと書いてあるわけだけど、今度訴えられるんですよ、山梨県が。じゃないんですか。

そうすると、やはり庁内の中で立証しましょうとなりますと、だって、私の質問のときに、たしか知事が答えましたよ。裁判じゃなくて一番正しいのは山梨県のことを県民が考えた県議会の仕事だから裁判、外部機関の裁判所に言われるなというけど、裁判は不公平だって言っているところと一番公平、公正じゃないですか、裁判は。それなのに裁判を何かないがしろにして、県庁でやるのが一番だなんて言っているところに、本当に正しい立証の委員会ができるかと思うんですよ。そういうよがった見方をしちゃいますよ。

だって、20億円が正しいと言っているんだもの。それで立証する委員会をつくったら20億円が正しい。払ってください。じゃ払いません。そうしたらもう出ていってください。拒むことができない。そんな契約書を取り交わしているときに、このままいっていいのかと思いますよ。

やはり富士急さんの言い分を聞かなければここはわかりませんよ。富士急さんはどう考えているのか。今まで一緒にいたのに、あるとき突然、向こう側の席に座っちゃったわけでしょう。それで、反論しようと思っても、和解したらもう言う権利もありませんなんて、それじゃちょっと余りに不正義だと思います。

向山委員

弁護士のところで1点確認したいんですけど、藤田弁護士の前に細田弁護士がかわっているんですが、昨日は参考人である当時の課長が、細田弁護士が辞めた理由は、高齢だからという理由だったんですよ。ただ、知事が私の一般質問の答弁で、令和元年5月7日の準備書面におきまして、貸付当初の指令書にある開発状況等について誤った解釈、記載をされ、裁判所に提出されたと。それが結果として訴訟代理人の任を解くに至りましたというのがあるんですが、ここの整合性というのはどうお考えでしょうか。

保坂行政経営管理課長 済みません、そこはちょっと整理させていただきます。申しわけござ いません。

向山委員

じゃ、そこは整理して、また御回答と、もう一つ、この藤田弁護士の件に関して、先ほど渡辺委員からもあったんですが、これも知事の答弁だと、3番目、令和2年2月28日の準備書面におきましても、県に相談することなく独自に本件貸付につき公益上の理由があるとしたこと。これはきのう自分が触れさせていただいた被告準備書面7の多分7ページのこのまとめが県の見解と違うということになったんじゃないかなと察するんですけど、要は2月28日の準備書面が知事に見てもらえなくて、県の担当課だけで確認して出しちゃったから解任されたという認識、ここを確認したいんですけど。

保坂行政経営管理課長 令和2年2月28日の準備書面については、知事が直接確認をしておりませんでした。

向山委員 その上で、結果的に解任されたということでいくと、解任を決めたのは知事 が決められたということでよろしいんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 さまざまな行き違いがあった中で、合意による契約解除を行ったところです。それが令和2年7月31日で合意による解除をしたということです。

向山委員 合意によるということは、やめますと言われたからやめてもらった?

保坂行政経営管理課長 お互いの合意ということです。

向山委員 それじゃ、県は課長がやめてくださいという意思を示したのか、知事の指示 でこんな不誠実な弁護士はだめだということになったのか、細かい話ですけど、 そこだけちょっと確認を。

保坂行政経営管理課長 県としての組織として決めたということです。

向山委員 知事の意向もあったということで確認できましたので。

白壁委員 ここがおもしろいことで、2019年12月24日、第9回口頭弁論があったよね。ここで藤田弁護士は裁量権の主張を始めているんだよ。第8回のところは、2019年の6月に細田弁護士から藤田弁護士にかわって、第8回の口頭弁論では裁量権の主張はしていないんだよ。裁量権の主張を始めたのが9回と、口頭弁論、12月24日、それで、第10回の3月17日の口頭弁論でも、

といったんだけど。

そこで、7月31日に足立弁護士にかわっているんだよ。証拠書類を見れば ここに全部書いてあるんだけど、ここで裁量権の主張からで、すごい時間がか かって、ここでおかしくなっているんだよ。

それを変更しなくて、ここですごく時間がかかったんだよ。それまではパッパ

多分、知事もそれとあと、例の鑑定書と。鑑定書の関係は5月14日だっけ、だから、これはその間だわ。いずれにしても、そこら辺で変更してきて、そこら辺でちょっとひっかかってきたんだよな。うんって言えるかどうかわかんないんだけど、それで最終的にそこでかわってもらおうと。それがミスリードだったということだよね、確認。

金子林務長

令和元年8月30日に準備書面5において、藤田弁護士は被告としては住民 訴訟の法的意義を踏まえ、透明性の確保と県民に対する説明責任に配慮した訴 訟追行をする所存だと、これはまさしく知事の意を受けてこういう準備書面に なっているにもかかわらず、その後の訴訟追行がそういうふうに動いていなか ったということだと理解をしております。

向山委員 澤野鑑定について。よくわからないんですけれども、この澤野鑑定が県が認められなかった理由というのは、端的にどういうところがだめで認められなかったんでしょうか。

小沢県有林課長 澤野弁護士の鑑定意見書についてですが、まず、参考資料とした理由でございますけれども、基礎価格の算定につきまして、賃借権割合相当額の控除が行われております。貸付における一時金を受領していない県有林において賃借権を認めることは適当でないこと。

加えまして、先ほど御説明させていただきましたけれども、所在市町村交付金に基づく交付金相当額の計算において、従来の県の計算値を使っていると。 再計算が省略されているといったところから、参考資料としております。

向山委員 そうすると、この澤野鑑定によりますと、大前提として、先ほどもちょっと 説明があったと思うんですけど、この賃料算定するときに、開発前の素地価格 でやっているのか、現況でやっているのかというのは、この澤野鑑定はどちら の考えでしょうか。

小沢県有林課長 現況でございます。

向山委員 そこでなんですけども、知事の答弁のときに、これも弁護士のときに、知事 が御答弁いただいたんですが、具体的には例えば先述したとおり、開発前の素 地価格を基礎とするとの従来の県の方針の正当性の検証が全くされてこなかっ たことというのは、弁護士の交代理由にあるんですけども、そうすると現況で あれば、この鑑定書というのは検討されているんじゃないでしょうか。

金子林務長 この意見書は検討していくためにいただいたものですので、当然検討の材料 にしてございます。

向山委員 じゃ、検討していないという知事の答弁が間違っているんですか。

金子林務長 済みません、その知事の答弁というのは……。

向山委員 じゃ、もう一度言います。具体的には、例えば先述したとおり、開発前の素 地価格を基礎とするとの従来の県の方針の正当性の検証が全くされてこなかっ たことということが、弁護士の交代理由になっています。ただ、今、林務長は 検証していたというので、どちらかが間違っていると思うんですが、いかがで しょうか。

金子林務長 この検証というのは、庁内で検証をしてきたということで、ここで言っているこの検証は、訴訟方針として訴訟の勝ち負けにのみこだわった追行をしていたということで、だから、その意味合いが違うのではないかと思われます。

向山委員この澤野鑑定は、誰が依頼して行ったものでしょうか。

金子林務長 これは県においてその適正な価格とは何かといったようなことを考えてきたときに、その山林素地としていくということに、重大な疑義が生じたというところで、そのことを弁護士でもあり、不動産鑑定士でもある有識者、澤野弁護士に委託をして意見を出していただいたということでございます。

向山委員 県がお願いしたものであって、藤田弁護士は全くこれは関与していなかった ということなんでしょうか。 金子林務長 藤田弁護士から紹介していただいた方でございまして、それを県で選任する かどうかを検討した結果、そういう造詣の深い方であるということでお願いを したということでございます。

向山委員 じゃ、整理します。藤田弁護士から紹介をしてもらって、澤野鑑定が出てきて、現況の価格だということでやっていているにもかかわらず、開発前の素地 価格を基礎とする従来の県の方針の正当性が検証されなかったことというのは、 これはどういうことなんでしょうか。

金子林務長 そこの1番、2番ですね、知事答弁の「例えば」の「先述したとおりの」というのと、令和元年5月の準備書面、この2つについては、細田弁護士時代のことを指してございます。

向山委員 ああ、なるほど、はい。わかりました。じゃ細田弁護士時代は、現況にとらなかったからちょっとおやめいただくと。御高齢というのはきのうの参考人の方の間違いで、細田弁護士は素地価格を基礎としちゃったからやめていただいたということでいいんですね。今の林務長の答弁だとそういうことですね。

保坂行政経営管理課長 細田弁護士がおやめになられたのは、昨日石原前課長がお話ししたと おり、高齢によるものが一因だと認識しております。

向山委員 森林環境部と総務部で見解が違うんですけれども、どっちが正しいんでしょ うか。

保坂行政経営管理課長 説明がちょっと不足しました。高齢によるものと、それからこの現況 によらずにということの2つです。

向山委員 わかりました。じゃあ、この細田弁護士が変わった段階で、現況にするとい う方針は決まっていたということでいいんですか。

金子林務長 もちろん決まっておりませんので、例えばその間は、どちらが正しいのか、 本当に適正な対価は何なのかといったことを追求している期間でございまして、 その辺を例えば、澤野弁護士の鑑定意見書で現況によるものだということが固 まってきたということでございます。

向山委員 そこは余り深く言ってもあれなんですけど、採用しなかったというところで、 今御説明いただいたんですが、これは本当に、素人的な質問なんですが、澤野 鑑定がだめで、嶋内鑑定がいいというのは、誰がどうやって判断したんですか。

金子林務長 澤野弁護士には、鑑定意見書の提出を求めておりまして、それに付随して鑑定評価書も出していただいたということで、その鑑定評価書の中が、先ほど課長が答弁したような、市町村交付金法に基づく交付税相当額の計算が、従来の県のものをそのまま前提とするというようなことで、価格として賃料としてこれを出していけないというもので、お願いをした鑑定意見書のほうにつきましては拝受をしているということでございます。

向山委員 この澤野鑑定には、前に聞いたように500万円ちょっとの予算がかかって いるわけですよ。県民の税金から500万円近く使われて行っていて、それを 参考としてだけ使ったと。その後の嶋内鑑定を全て正しいということで採用しているということなんですけども、その比較検討をして、澤野弁護士のほうの7億円弱の金額ではなくて、20億円のほうが妥当としたのは、誰が最終的に判断されて、どういう解釈でそこを判断されたんでしょうか。

金子林務長

たびたび申し上げて申しわけありませんが、澤野弁護士には、鑑定意見書をお願いしたと。それに付随した鑑定評価書のほうについては、これはもう明らかに誰がというよりは、誰が見てもその交付税相当額が、交付税額が従来のまま、そのままスライドして使っていると。本来であれば出した鑑定の土地価格に対して、これは現況で澤野弁護士は出していますから……。

向山委員

済みません、それはわかりました。そのスライドしているというのはわかったんですけど、聞いているのは、それを誰が指示を出してそっちに決めたのかということなんですよ。誰の指示でこの澤野弁護士はだめだとなって、嶋内鑑定士になったのかということです。交付税がスライドしているのがだめだと、今林務長がおっしゃっているんですけど、誰の判断でやったんでしょうか。

金子林務長 それは県の判断でございます。

向山委員 県のどこの誰のどういう会議でどういった経過でこれが決定をされたんでしょうか。

金子林務長

済みません、その例の検討のときと同じで、正式なこの評価会議というのが 開かれたわけでございませんので、これは私どもの部内でもそうですし、総務 部とも相談をさせていただいて、そして結果としてこの鑑定書、鑑定意見書に ついては、鑑定意見書をお願いしたわけです。成果品としては鑑定意見書だけ でよかったんですが、それに付随して評価書も出していただいたということで、 確かにその鑑定意見書を出すためには、基本的な評価をしないといけないので、 これが出てきたんですが、先ほど来申し上げているような、価格自体を出す、 その価格自体としては県から出せるような中身ではなかったということでござ います。

向山委員 じゃあ、端的に聞いてしまいます。知事の判断でやったということでいいんですか。

市川総務部長

当然今回、嶋内鑑定を証拠として使うと、澤野鑑定は使わないということで、 過去はいざ知らず、今年度の対応については、知事にしっかり御相談しながら 訴訟をやっているわけですから、当然提出している被告である知事の最終的な 判断のもとに出しているということで御理解いただいて結構です。

向山委員 ここで最初の9日に戻るんですけど、全ては法律に基づいてやっているという御答弁をいただいたんですよ。今回のものに関しては、法律の違法性が見つかったから、この素地価格はだめで現況が正しいという結論を導き出したという答弁をずっとされているんです、県当局の皆さんが。それが、先ほどから聞いていると、現況ありきでスタートをして、それに合う法律の論理構成をしているようにしか聞こえないんですけども、そこをもう一度明確に、法的な部分での解釈の変更によって、今回はなされたのであれば、どこでどういう場面でそれが発見をされて、この現況の澤野弁護士、また嶋内鑑定士、その中でさら

に利回り法だけ採用した嶋内鑑定士、どこでどういう場面で誰が発言をして行ったのか、そこにちょっとそごが生まれているので、そこの整理をしてお答えください。

金子林務長

それは、今後お出しする資料請求に求められております庁内での協議、これが全てでございまして、その後も真実の対価、適正な対価を求めるに当たって、前にも申し上げけれども、私どもとしては、当初は今までの山林原野を基礎としたものが正しいということで、これを立証するための検討もしてまいりました。特に私どものセクションではそうです。

そういうものもしてきて、なおかついろいろな事例、いろんなものを調べて、 議論を重ねて、裁判でも法的な議論を重ねて、その結果、1回でこれが決まる ということではありませんので、そもそもは私どもとしては、山林原野が適正 だということを立証するために手を尽くしてきて、最終的にはいろいろなその 検討の中でこれは法的に成り立たないということで、今の結論に達したという ことでございます。

向山委員

明確に確認させてください。知事は政治的な判断とか恣意的なものを否定をされているので、そこは県としてもその部分については、しっかり説明責任を果たさなきゃいけないと思っています。知事の言葉を自分は信じますので、その政治的な判断、恣意的なものが一切なく、この鑑定書、あるいは現況というものに対して行われたというのを、総務部と森林環境部、双方から政治的なものも恣意的なものも絶対になかったということを、ここで一回確認させていただきたいと思います。

市川総務部長 今の知事でなくて、私ども県執行部全体としてという……。

向山委員 知事も含めて。

市川総務部長 知事も含めてですか。

向山委員 はい。

市川総務部長 知事は議会で答弁したとおりだと思っておりますし、私どもは過去の答弁に もあったかもしれませんけれども、しっかりとした資格を持った鑑定士にお願 いして、それを証拠として採用させていただいているわけですから、当然政治

的なものはございません。

村松森林環境部長 森林環境部におきましても、ただいまの総務部と同様でございまして、真 摯に真実追求を行った結果ということでございますので、恣意的なところは一

切ございません。

向山委員 その上で、嶋内鑑定を使ってしまったからこういうことになっていて、平成 2.7年から日本不動産研究所が行っていたわけですより、新しいその真理追究

27年から日本不動産研究所が行っていたわけですよね。新しいその真理追究で現況というものがわかったと。なぜ日本不動産研究所にそのお願いをしなか

ったのでしょうか。

金子林務長 日本不動産研究所では、適正化調査ということで、不動産鑑定基準に沿わな

い調査をお願いしていたところでございますから、そこにお願いをするという

選択肢ももちろんあったと思いますが、今回争点として固定資産税の問題もありましたので、税理士の資格もお持ちの嶋内鑑定士にお願いをしたということでございます。

向山委員

1つだけ、それでさっきの政治的なものも含めてですけども、この澤野鑑定 に関して、澤野法律不動産鑑定事務所に対して知事が意見を言ったり、働きか けたり、価格について問い合わせをしたりということは一切なかったか、あわ せて、嶋内鑑定についても、知事がそこに関与をして具体的に指示を出したり お願いをしたことはなかったというところ、そこの2点、お伺いします。

金子林務長

少なくとも、私の知っている限りでは、ございませんでした。

向山委員

わかりました。じゃあくまで法的な中でこの澤野法律事務所の6.9億円と、20億円の差が出たということで、最後にここだけお伺いしますけど、この6.9億円と20億円と、このかなり大きな差が出ていることについては、県としてはどのようにお考えになっていますか。

金子林務長

まず、両方の鑑定とも現況を所与としたというところは同じでございます。その現況を所与としたときの土地価格、更地価格、これもほぼほぼ同じです。若干違いますけど、1万1,000円と1万3,000円かな、そういうところでございまして、何が違うかというと、要は先ほどの課長も答弁させていただきましたように、借地権割合を見ているかどうかというところ、それと所在市町村交付金で、これの違いでございまして、これを借地権割合を見ないと、澤野弁護士が例えば半分とか40%にしたわけです、土地の値段を。借地権があるということで、例えばそういうものを見ないで、固定資産税相当額を同じ考えというか、本来あるべき土地価格に対してきちっと計算をすると、もうそれほどの差異がないものでございます。

小越委員

じゃ、1 点だけお聞きします。この澤野鑑定は、先ほど知事にも確認したと、これを見て知事は何かコメントがあったんでしょうか。 安いとか低いとか、 ちょうど、 適当だとかって。

金子林務長

安い、高いというよりも、その借地権割合の控除ですとか、あるいは固定資産税、所在市町村交付金の計算がなされていないと。そういったところは私どもと同様に御指摘はございました。

小越委員

ということは、そういうことの前提があるから、いろんな前提を持って、もう一個違うのをやりなさいという指示を出したということですか。この鑑定を見てこんなに違うのかと思ったんです、正直言って。土地って、見る人によってこんなに、3億円も6億円も20億円もって、同じ土地なのに、何でこんなに違うのかと思うんですよ。同じ土地なのに。それは、前提条件が違っていたから、こっちの嶋内鑑定にしたとなると、お願いする側の条件によって全然違う金額になってしまうということは、県側がこういう金額を求めたい。こういうふうにしたいということで、この嶋内鑑定をお願いしたのか。

だって、これ澤野弁護士のを見たら、ああ、これでよかったというふうにならないで、これじゃまずいと知事が言ったとすれば、それは何か条件が変更されるから、条件変更は県側が考えるんですよね。だから、何でそんな条件を変えることができるんですか。同じ土地なのに、どうしてみんな評価が違うんだ

ったら3本を証拠書類で裁判所に出して、どれがいいでしょうかと裁判に出されたらどうでしょうか。

金子林務長

まず、一番大きな値段の違いが、借地権割合だと思うんですけれども、例えば県で、清里の森という別荘地の分譲をしています。これは一時金をいただいています。土地価格のおよそ半分ぐらいの一時金をいただいています。一時金をいただいているから、そこは借地権を認めております。清里の森については借地権を認めております。ほかの土地については、一時金をもらっていないので、当然のように借地権は認めていないと。

そういうことになりますと、もらっているところともらっていないところを 区別しているにもかかわらず、一律これは一時金をもらっていないにもかかわらず、借地権割合を見ているというところで、そこはもうよって立つところが 違いますので、賃料、貸付料も当然一時金をもらっているところは、もう半分 先にもらっているわけですから、残りの半分の分に対して借地料がかかるとい う、簡単に言いますと、もっと難しいいろいろ計算があるんですけど、簡単に 言うとそういうことなんですね。

そうじゃない、一時金をもらっていないところは、普通にいただくということですので、それが一律、この借地権割合を見てしまうと、それも40%、50%ですから、すごく単純にいいますと、この今澤野鑑定で目指すべき、本来志向すべき貸付料は9億9,000万と出ています。9億9,000万でこれを50%と考えれば、およそ20億になるわけですね。そういう意味では、ベースのところがちょっと違うというところだと思います。

小越委員 いいです。

(「委員長、資料請求で1ついいですか」の声あり)

向山委員

かなり専門的な部分に入ってきてしまって、恐らく委員の皆さんもなかなか わからない部分が多いと思うので、この澤野鑑定と嶋内鑑定と、これまでやっ ていた日本不動産研究所の鑑定意見書、補助参加人が出している大和不動産鑑 定株式会社のもの、谷澤総合鑑定書が出しているもので比較検討表をつくって 出していただきたいと思うんですけども。

皆川委員長

委員各位に申し上げます。

ただいま向山委員からの要求にありました資料につきまして、委員会として 執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

主な質疑等総務部・森林環境部外関係部局関係

※議案審議 第121号 和解の件

質疑

猪股委員

まず、原告は南アルプス市の方ということ、被告は県と富士急行としていますけど、先ほど小越委員が言われたとおり、自分自身が感じているのは。何か県が原告だという捉え方になっちゃっているんじゃないかなという錯覚をします。

それで、ここで聞きたいのは、今議案の説明がありましたけれども、前に出された第120号議案と第121号議案の違い、この内容について、再度確認したいんですけど、変更内容について説明をいただきたい。お願いします。

小沢県有林課長 今回の和解案につきましては、原告側から今議会において議決がない場合、 白紙に戻したいとの意向が示されておりました。しかし、特別委員会において、 継続審査すべきものとされた第120号議案は、今議会内に議決されることを 期待できない状況であったため、これを撤回し、第121号議案を提出したも のであります。

将来に向け、平成29年度以降の現行契約に関する適正化を行うという内容であれば、理解を得られるのではないかとの考え方のもと、新たな和解案を作成し、原告の了解が得られたことから、新たに追加提案をさせていただいたところです。

猪股委員

変更になった、出し直したということはわかりますけど、このまず最初に損害賠償請求権の有無についてお聞きします。

「平成9年以降」が「平成29年以降」とされたんですけど、この県の責任は、後藤前知事、そして県議会、監査委員とかいろいろありますけれども、そこで県職員にもその責任があると。また富士急にもあると言われています。

そこで聞きます。知事の答弁にありました平成29年以前の知事に対しては、 金銭的賠償責任、それは負わないと考えていると言っておりましたが、平成2 9年以降の後藤前知事についてはどのような対応をされるのか、その辺と当時 の我々県議会、そして県職員についても同じことを聞きたいんですけど、その 辺はいかがですか。

小沢県有林課長 議員のお話にありました件につきましては、今後設置を予定しております検 証委員会において検討をさせていただきたいと考えております。

猪股委員

まだその金銭的、知事が言われたことも確定できないということでいいということですね。であるならば、県が損害賠償を免れない。免れたとすれば、そうすると富士急だけが残るということですよね、この責任は。もし我々がセーフでも、富士急さんはアウト、そうすると損害賠償がそこに富士急さんにはかかるという解釈と、そこで聞きたいのは、不当利得返還請求権の有無について聞きます。

これは、法律違反の対象はと言われていますけど、これはどこを対象に法律 違反と言われるのか、その辺についてはどうですか。 市川総務部長

済みません、和解案をごらんいただければおわかりいただけますけれども、 第1項において、まず真摯に調査すると。その存在が明らかとなった場合には 適切に行使すると書いてございますので、まだその第1項に基づいて真摯な調 査という意味では、行われてはおりませんので、その内容については今の時点 では何もないということでございます。

猪股委員

そういうことが、この議案がどうなのかなと、ちょっと首をかしげる面もあると思うんですけど、当時の契約に対して、誤りがあったといわれていますけどね、この誤りは県ですよね。これは富士急さんじゃないですよね。その辺はいかがですか。

金子林務長

間違いがあったのは県でございます。

猪股委員

そう言われると、当時の契約とは何ぞや。これはよくよく解釈してみれば、この契約は双方の了解があって結ばれたものですよね。となると、一方的にこれをどうのこうの、富士急さんだけに物を言うのもちょっとおかしな話だと私は思いますし、今回この和解案を認めるということは、今後の県の賃貸借契約に対する信用性に大きな影響を与えるのではないかということを思います。これは自分が感じていることですけど、例えば自分が事業主であれば、契約を結ぶときに、先が見えないような契約を結びますか。途中で変更になったら、それが正当化されるようなことになったら、事業主としては認められない。それを考えてもらいたい。こんなことを認めるようだったら、今後山梨県と契約するのに、信用性がなかったら、今後の契約にも大変な影響を及ぼします。その辺について何か御見解があったら。

金子林務長

今回の和解というのは、そういった適正化についても県みずからが考えることを被告のほうで認めてもらったということです。もし、判決になって敗訴すると、その損害賠償請求がそのまま来るということになりますから、その責任の有無ですとか、今後のその適正化、これを県みずから議会の御意見をいただきながら考えたいということに対して、相手方の原告が理解をしてもらったということでございまして、判決にいった場合に、私どもの訴訟代理人によりますと、基本的なところで争点がないわけですから、県が敗訴する可能性は極めて高いと。そこの部分をこの和解をすることによって、将来を考えながら、もちろん過去のことも検証しないと、どこが悪かったのかと改めることができませんから、これはしっかりとやっていきますが、そこを県あるいは議会、そちらに任せてもいいですよという理解を原告からいただいたということでございます。

市川総務部長

県有財産を全般的に所管している立場から、今の委員の御指摘についてお答えさせていただきたいと思います。

県有財産をお借りしている事業者の方たちにとって、県を信用していいのかという御指摘だと思います。私どもも当然のことながらきちんと適正な形で貸付事務を行っていればいいんですけれども、そうじゃなくなったときに、もちろん相手方には御迷惑をかけることもあろうかと思いますが、ただ一方で、片や県民全体の財産であるというその県有財産の性格に鑑みますと、県に誤りがあったと。ただ、相手がいる話だし、それはそのままなしにしようということにはならない。あくまで極端な話です。ということで、そこは県有財産である以上、県民全体の財産なので、きちんとその誤りがあったときには、相手方に

御迷惑をおかけすることがあったとしても、しっかり適正化に向けてやっていかなければいけないと考えてございます。

猪股委員

これを先、将来的に改定で金額を上げていくことはやぶさかではないと思っていますし、それが先のことを考えるからこの特別委員会も真剣に考えていかなければならない。今はこの和解案が議案に出されているから、富士急さんだけがターゲットになっている。これを考えたときに、被告の立場である県は、補助参加人である富士急さんに和解についての説明、また話し合い等はあったのかどうなのか。すべきではないかと私は思うんですけれども。

先ほど鑑定の問題で金額云々言っていますけど、果たしてそれがどこが妥当なのかどうなのかということも議論になっていますよね。ただ、それに対しては、富士急さんと話をすべきじゃないかと。私は富士急さんの立場をカバーしているわけじゃない。今回のこの案件に対して、私は個人的にそう思う。その辺についてはどうですか。

市川総務部長

繰り返しになってしまうんですけど、和解案の中身は、今回の訴訟を通じて 県側の考え方が間違っていたということを踏まえて、これから調査するという ことになってございます。考え方の違い自体は、もうこれは変更のしようがな いところでございまして、それでは今後どうしていくのかということについて は、まだ今の時点では何も富士急さんに幾ら求めるとかいうことも含めて、何 も決まっていないものですから、ちょっとまだ御相談できるような状態ではな いのかなとは思っております。

猪股委員

何も決まっていないようなことで、この和解策を通せというのは、ちょっとおかしいなと思います。和解があって、後で協議じゃ遅いというイメージですね。ある程度の案は絞り込んで出してやらないと、個人的には、これは和解策につながるとは思えないんですよ。

最後になりますけど、先ほど小越委員が言われました。今後このままでは、 逆に富士急さんから県に訴えがかかってくる可能性があるのではないですか。 そのときの対応はどう考えているんですか。そのためにもここでしっかりしな きゃなんないと思います。さらに答弁を求めます。お願いします。

市川総務部長

第2項にありますように、もし、その請求権が明らかとなった場合には、適切に行使するということなので、その時点でもし賃借人との間で争いが生じれば、最悪訴訟になるという可能性はあろうかと思います。ですが、先ほどの話に戻ってしまうんですけれども、私どもとしては、県有財産という県民からお預かりしている財産を適正に進めていくためには、可能性としてはそういうことがあったとしても、まずはしっかり調査をして、そういう請求権があるかどうか、そういうことをきちんと調べた上で、もしあるのであれば、適切に行使していかなければいけないということなので、原告とはそこも一致しておるんですけれども、私どももそのように考えております。

猪股委員

最後に、私どもはこの特別委員会で検証委員会をやっています。先ほど来出ている検証委員会はほかにありますよね。それがまだ一向に決まっていないような中で、これは裁判になるからそれに間に合わなければ、間に合わせたいという気持ちもわかるんですけど、本来であれば、検証委員会は検証委員会で動いて、この議会もこの委員会で動いて、これが一緒に進まなければ、本来の和解案ではないと私は思いますけど、その辺をよくよく考えていただきたい。検

証委員会もなるべく早く立ち上げてもらって、早い結論を出していただきたい と。お願いします。

金子林務長

今回の和解というのは、スタートだと考えています。この和解をして、県がこれから検証して、責任の有無あるいは適正な賃料、適正な貸付というものはどういうものかというのをきっちりと結論を出していく。そのスタート地点に立ちたいということでございまして、このまま裁判をずっと続けて局所的に問題を展開するのではなくて、スタート地点にしっかりとしたものをつくっていきたいと考えてございます。

猪股委員

もうそれで終わろうと思ったんですけど、今林務長の答弁だとね、和解があって、後の協議だという捉え方ですね。和解がスタートだと。でも、この和解の意味ということが、先ほど言ったけど、解せないんですよ。結論が出ちゃってから協議したってどうしようもない話であって、だったら、ある程度の案を出してもらいたい、数字的なもののね。我々は今から何もまだ進んでいないからと言うけど、この意味をよく考えて今後できるだけスムーズに片づくようにお願いしたい。

市川総務部長

よろしいですか、申しわけございません。発言の機会をありがとうございます。

委員御指摘のとおり、私どもは和解をこういった形でやらせていただいているのは、これからも議会とともに、議会に御指導いただきながら、この検証作業を進めていくためにも、和解が必要だと思っています。ちょっと裁判との関係にもなってしまうんですけれども、裁判所に委ねてしまえば、これは裁判所の判断になってしまいますので、議会からさまざまな御指摘、これからも受けてまいりたいと思いますけれども、受けてもそれを最終的な結論に反映していくことすらできなくなってしまうと。

原告が今回、県の県有財産の貸付に関する考え方、真摯な姿勢に御理解をいただいて、その着地点を委ねていただいていますので、そういった意味から、執行部側と議会側がきちんとそれにお答えできるように、適正化に向けて努めてまいりたいと考えてございます。

飯島委員

第121号議案、新和解案の説明が先ほど小沢課長からありました。猪股委員からも、もし富士急さんが逆に訴訟を起こしたらという話もあったわけですけど、まず、第121号議案が提出されるに当たって、原告と交渉して理解を得たという御説明はあったかと思いますが、原告側とはそういう話になったかもしれませんけど、ほかの誰かがそれはおかしいと、それ以前についても責任追及すべきだ、当然そういう人が出てくる可能性がないとは限らないと思うわけです。責任賠償を含め住民監査請求をされたら、今どうするのかということを考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

金子林務長

現在の訴訟がこのままいった場合に、敗訴になる可能性が高いと。現在もそうですけども、県議会による検証をしていただいていまして、今後これを引き続きしっかりと検証していただいて、過去も含めて検証していく。さらには県が設置予定の検証委員会、県自体も特別チームをつくって検証を行っていくと。それぞれの視点から検証を行って、過去の責任やこれからどういうふうに適正化していくのかと。そういうことがしっかりと議論されて、議会と県全体で決めていくということですので、その作業を早く進めていくということだと考え

ています。

飯島委員

ちょっとよくわからないところがあるんですけど、要はね、今の原告と和解して事を進めれば、それで一つの方向性が決まると、こういうことは違うと思うんですね。いろんな人が見ていて、いろんな人が疑問を持っている中で、そういうバックグラウンドを把握しながら県は対応しないと、私も前から申し上げているように、ここで新しい見解が出ても、次に新しい知事が出たら、あのときの決定は重大な誤りがあったと、これを繰り返して、県議会は何をやっているんだと、こういうことになりかねないと、私はすごい心配しているんですね。

だから、原告と交渉して平成29年以降という話になったから、和解をすべきだというような、これは論理が違うと思うんです。

先ほどの鑑定書の問題もそうですけど、私は皆さんから説得してもらいたいんですよ。これこれこうだから、この金額は妥当ですよと、公平公正ですよと。私以外の皆さんもそうだと思います。説得できていないんです、悲しいことに。だから、私たちがいろんな質問をして、いろんなところにちょっと疑義があったりしてね。もちろんこの検証委員会の意味があるわけです。そのことをちゃんと把握していただいて、何が何でも議会が反対ではなくて、今まで説得材料がまず少なかったわけでしょう。きょうで3日目ですけど、いろんな資料を出していただいて、これでだんだん公平公正な議論ができる土俵に上がってきたわけですけど、今までそれすらなかったということを、ちょっと苦言を呈しながら、もちろん山梨県が執行部も知事も議会も一丸となってこれを正しく方向性を決めるということは間違いないと思いますので、今後もよろしくお願いしたいと思うんですけど。

あと、この第121号議案に当たって、この間の本会議の中でもいろんな質疑があったときに、知事が「特別委員会の御指導もいただきながら、これなら多くの議員が理解してくれるのでは」と言ったんです。私はこのことがどういう意味か、全然よくわかんないです。教えてください。

市川総務部長

今回、このように旧契約、平成9年度から平成28年度の部分を削除する再交渉を原告との間で一生懸命やってここに至っているわけですけれども、かなり正直厳しいものがあったのは事実なんですけれども、それというのは、私どもとしては、将来のためにこの県有財産の貸付について適正化していくというお声については、一定程度の御理解はあったんじゃないかなと、受けとめております。

ただ、そもそも論としてこの訴訟の対象になっていますのは、現在以前の過去の話なので、そういう意味では、現契約に絞ることによって、その過去のことを過去の責任追及に終始して、物事の着地点をそこにばかり行くのではなくて、現契約のみを対象にすることによって、未来志向の解決策を求めていくと、そういう考え方で御理解いただけるのではないかという思いで、再交渉してここに至ってございます。

飯島委員

総務部長のおっしゃったことは一定理解したんですけど、先ほど私が申し上げたのは、知事のコメントをどういうふうに解釈したらいいかと、それは今の答弁でいいということですか。

もう一回言いますとね、「特別委員会の御指導もいただきながら、これなら多くの議員が理解してくれるのでは」と言っているんです。私なんかよく理解できないんです、この意味が。

市川総務部長 先ほどの答弁で御理解いただいて結構でございます。

飯島委員

実は、この間の本会議で第120号議案の取り下げの問題、あるいは新和解案、第121号議案の採決する前に、私どものリベラルやまなしに、若林副知事に来ていただいて、いろんなことを丁寧にレクチャーしていただいたんです。そのときに質疑応答して、ああ、そういうことかといろんな理解をしながら、議員が個々に判断をしたと、こういう経過なんですが、そのときに平成29年以降という、こういう新和解案の説明をしていただいた中で、いただいた参考資料の中には、損害賠償の請求相手方、山本栄彦元知事、後藤斎前知事、富士急と、3者が書いてあるんです。若林副知事がそういう説明をする中で、平成29年以降ということをおっしゃったので、じゃ、長崎知事はどうなんですかという質問があったんです。そのとき若林副知事は、当然長崎知事も対象になりますと。その金額もこれから勘案しますというふうな答弁があったんですが、それは正しいんですか。どういう段取りでやるんですか。

市川総務部長

おっしゃるとおり、和解案のところに書いてあるように、平成29年度以降 現在に至るまでということで、その当該期間における各知事と書いてございま すので、長崎知事も対象になってまいります。長崎知事の責任の有無について は、もちろん現契約の関連書類やこれまでの経緯を踏まえて、検証委員会で検 証させていただくことになろうかと思います。

飯島委員

わかりました。長崎知事も対象だということが理解できました。

それであと、先ほど猪股委員からも出ましたけれども、今後県側の検証委員会をつくるわけですね。県側の検証委員会と、今現在の私たちの検証委員会の関係というか、進め方、どういうことを、いずれ決めることがいっぱいありますよね。その辺のロードマップも含め、お考えをお聞きしたいと思います。

保坂行政経営管理課長 県が設置を予定しております検証委員会につきましては、複数の弁護 士等によるということで構成するのですけれども、スケジュールについては、 弁護士さんの中で決めていただきたいと考えております。

> 議会に対してということにつきましては、そこは検証委員会は検証委員会と してまずは複数の弁護士さんで検証していただくということで考えております。

飯島委員

県のほうの検証委員会も専門家が多いと伺っていますので、速やかにやっていただきたいというのと、当然そのメンバーをフィックスしたら、速やかに議会にも公表していただきたいというふうにお願いをします。

それから、関連してですけど、会期延長の賛成討論で、向山議員が140年以上も続いているこの歴史ある県議会で、このような重要な議案を提出したその日に即決すべしというのは、余りにも議会の審査を無視、軽視しているというような発言があったかと思います。これは討論ですから、回答はなかったと思いますが、その発言をどう思うか、お伺いしたいと思います。

市川総務部長

県担当部長として申し上げます。私どもとしては、御指摘のようなことがあるということは真摯に受けとめないといけないと思っておりますし、やはり議会にその議案をお願いしている以上、やはりそこはきちんと考えなければいけないと反省しているところでございます。

その上で、私ども執行部の立場から、最終日に御提案したことを踏まえて、

延長の手続を踏んでいただき、さらにはこのように御審議いただいていること、 これについては心から感謝申し上げたいと思います。

飯島委員 了解しました。

それでは、最後ですけど、本会議で人事委員長がかわる、監査委員がかわるときに、資料としてその当人のプロフィールを私たちは見るわけですが、嶋内鑑定士のプロフィールをぜひ開示していただきたいと思います。

皆川委員長 委員各位に申し上げます。ただいま飯島委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 よろしくお願いします。

向山委員端的に御質問させていただきます。

まず、大前提でちょっと確認をしたいんですけども、12月10日付の山日新聞に、知事が庁内特別チームということで、これは多分林務長がおっしゃっていたものだと思いますけども、自身は訴訟対応から距離を置き、県有地に対する問題を扱う副知事をトップとする特別チームを庁内に設置したことを明らかにしたと。中身を読むと、県有地賃料に関する問題を扱う特別チームを設置し、副知事をトップに据えたとして、誤解されないよう、純粋たる行政機関に任せ、政治家の私の手から放したいと説明したと。

今回の和解案は、この新聞記事の後に出ていますけども、副知事がこれを出 されたということでよろしいでしょうか。

市川総務部長 議案の提出権は知事でございますので、知事の名前で提出させていただいて おります。ただ、この和解案、新議案を提出するに当たっては、当然特別チー ム内での議論も含めて、このような形になってございます。

向山委員 基本的には、知事はもうこの訴訟対応から離れている。判断の中では知事の 意向は反映されないということを、まずここ現在で確認させていただきたいと 思います。

市川総務部長 いろいろな御指摘を踏まえて、知事として副知事をトップとした特別チーム を編成するということになったわけですけれども、一方で、山梨県庁の長であ ることは間違いないので、これだけいろいろな御指摘を踏まえてやっていくと。 議会に対しても責任を持った対応をしていかなければいけないということで、 完全に切り離されているということは、事実上不可能だと思っていますので、 適宜私どもとしては御相談しながら進めてまいってございます。

向山委員 知事も関与をしながら今回行われているということを確認させていただきま した。

> その上で質問させていただきます。今回の和解案についてなんですけども、 まず前提条件として争点が今ない状態であるということは、適正な価格の現況 か開発前の素地価格かというところについては、現況をもとにこの適正価格を、 検証委員会で適正な価格を求めるということでよろしいでしょうか。

金子林務長 現況をもとに検討してまいります。

向山委員

それでは、この特別委員会で一番争点になっている素地価格か現況かというのは、特別委員会の中、検証委員会の中ではもう議論をせずに、この和解条項を見ると、適正賃料とあるんですけども、適正な算定方法とは入っていないんですよね。ということは、算定方法は、もう現況ということは固まった上で、この検証委員会をやる。もう一度ここは重要なところなので、確認をしたいと思います。

金子林務長

地方自治法の第237条第2項に基づく適正な対価、これについては、現況をもとに算定すべきというのは、これまでの一般的な法解釈でもあるし、法的にも結論でもあるし、なおかつこの今回の裁判で被告原告一致しているところでございますので、それがもとになろうかという考えでございます。

向山委員

今ので見解を明らかに整理することができたんですけど、和解案を認めるということは、現況ということを県議会として認めることだということだという ふうに認識をしました。その上で質問をさせていただきます。

検証委員会のメンバーというのは、かなり重要なものになってくると思うんですが、前の第120号議案のときにもお伺いをしましたが、この検証委員会のメンバーが、現況というところは、もう確定をしてしまいますけども、適正賃料、または賠償額、それ以外にも重要なものを決められると。そのメンバーを示さないまま、この県議会で議決を求めるというのは、ちょっと誠実な対応とは思えないんですが、そのメンバーの中立性、公平性というのはどのように保つおつもりでしょうか。

保坂行政経営管理課長 中立性、公平性は、弁護士としての業務となりますので、そこで担保 されると思っております。

向山委員 そうすると、弁護士であれば誰でも中立であり公平だということでよろしい でしょうか。

保坂行政経営管理課長 中立・公正な業務をされるのが弁護士であると思っております。

向山委員 わかりました。その中で、先ほどの話ですと、現況をもとにして適正賃料を 出すということですので、この検証委員会のメンバーは、もちろん現況という 立場をとっている弁護士の先生を全て選ぶということでよろしいでしょうか。

保坂行政経営管理課長 現況という立場を確認した上でお願いするということではないと思います。弁護士としての職務として中立・公正にしていただくと。

向山委員 そうすると、この和解案の意味をなさなくなってしまうと思います。この和解案は、現況をもとにして適正賃料を出すのに、先ほどもこれまでずっと議論があるように、弁護士の中でも見解が分かれています。素地価格、現況。素地価格を考えている人が検証委員会に入ったら、適正な議論なんかできないと思いますけど、そこはしっかり確認した上で検証委員会をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市川総務部長 御指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

向山委員

現況をもとにした裁判、法律的な議論があるけども、現況をもう前提とした 弁護士の先生方が検証委員会をやる上で、またさらに聞いていきたいと思いま す。

平成29年度以前の責任を問わないと、今回の和解案は宣言をしているようなものでありますけども、仮に現況をもとにしたこの検証委員会であれば、過去の違法無効というその判断は適正なものという結論として導き出されると普通は考えます。であれば、平成29年度以前のその責任を莫大な損失の責任というのは、もうこの時点で問わないというのは、道義的におかしいというはお考えにならないでしょうか。

市川総務部長

まずは、この訴訟対応としての和解案でございまして、和解案に沿って29年度から現在に至るまで、これを検証、調査して対応していきたいと思ってございます。

向山委員

確認です。自分が聞いている、または認識の中では、平成29年度以降というのは、県から原告にお願いをしたと認識しています。

そうであれば、県は平成29年度以降とお願いをするに当たって、それ以前 の責任については、どのように総括をして、この和解に臨まれているんでしょ うか。

市川総務部長

総括というところとして表現できるかどうかはわかりませんけれども、まずは裁判上の対応として、この和解議案であれば、議会に御理解いただけるのではないかという思いで御提案させていただいているところでございます。

向山委員

これは、本会議でも言わせていただきましたが、17億円、仮に富士急の今回の件に関していえば、10年間で170億円、20年間で340億円の経済損失、県税が流出していることになります。これを政治的な判断ではなくて、行政側からお願いをして、この340億円を放棄をするというのを、この短期間、委員会が10日に終わって提出されるまでの期間にどのような経過を得てそんな政治的な大判断をされたんでしょうか。

市川総務部長

先ほど申し上げたその特別チーム、特に幹部職員で議論を重ねて、先ほど飯 島委員の御指摘にもありましたような形で御理解いただけるのではないかとい う判断で、もちろん知事にもお諮りした上で交渉を続け、合意に至ったので、 提案した次第でございます。

向山委員

先ほどのこの一面の記事に関して、加えて言えば、これだけ大きな話を副知事トップのチームが決めたとしたら、これは大変失礼ですよ、県民に対しても、議会に対しても、過去の人たちに対しても、どういった認識で副知事をトップでこんなことを決定できるんですか。この認識がちょっと信じがたいんですけども、それだけの経済損失、県税が出ていって、県民のために知事が言う少人数教育やいろんな施策に使えたかもしれない税金がなくなっている。これを数日間で政治家である知事が判断するならわかりますけども、特別チームで何でそんな議論ができるのか、その辺が不思議でしようがないんですけども、そこら辺をちょっと明確に御答弁をお願いします。

市川総務部長 先ほどの繰り返しになってしまうかもしれませんけれども、ベースとなる基

本的な考え方といたしましては、過去の責任追及に終始するのではなく、それは裁判所との関係だけではなくて申し上げておりますけれども、将来のため、 県民のために今後のために適正化を進めていくということで、まず検証作業に 入るということで考えてございます。

向山委員

これは政治家の皆さんは、選挙を経て選ばれていると思いますけども、そうではなく行政機関の中で、この判断をされたことがどうかなと思います。

1つ、これはちょっと古い資料なんですが、第26次地方制度調査会の答申というのがあります。これは住民訴訟の制度について述べられているものなんですが、少し読ませていただきます。「敗訴した場合には、当執行機関としての長等が個人としての長や職員等の責任を追及することとすべきである。このような制度改正により、地方公共団体が有する証拠や資料の活用が容易になり、審理の充実や真実の追求にも資するものとなる。さらに、このような審理を通じて、地方公共団体として将来に向けて違法な行為を抑止していくための適切な対応策が講じやすくなると考えられる。」かみ砕いて言いますと、この住民監査請求の本来の趣旨に照らしていいますと、これは地方公共団体が負けて、長を訴えると。その損害賠償請求のその訴訟の中でさまざまな審理を通じて将来に向けた違法な行為、今回の違法無効な行為、これをよくしていくための適切な対応策が講じられると。訴訟すべきと、これは地方制度調査会の答申で出ているんですけど、ここら辺の見解についてどのようにお考えでしょうか。

市川総務部長

住民訴訟を通じてそういうことができる制度、住民参加政度の一環として、そういうことができるというのは、御指摘のとおりかもしれません。ただ、私どもの今置かれている状況というのは、そういった住民、県民の方からいただいたその訴えに真摯に取り組んだ結果、その適正な対価でないということの考えに争いがないという状況に至ったところでございます。

あとは、御案内のとおりですけれども、そういった中で和解に応じていただき、今の県の考え方、あるいは今後の姿勢、そういった誠実な対応を評価した上で、この議案、和解案を原告が認めていただいていると。すなわち執行部側、議会の御指導を踏まえながらではありますけれども、執行部側が今後の誠実な対応に期待して、この和解案に応じていただいたのかなと受けとめてございますので、その期待に応えるように、今後の適正化に向けて努めてまいりたいと思っております。

向山委員

済みません、ちょっと趣旨が伝わっていなかったんですけど、今回これの意義というのは、住民訴訟制度の中でいくと、なぜ損害賠償請求が起きるかということでいけば、損害賠償請求を行った、その審議の中でなぜ違法なことが行われたかというところをしっかりと立証して、明らかにすることが、将来に禍根を残さない対応策になるということを言っているんです。であれば、判決を経て損害賠償請求を起こすことが一番の対応策になるんではなでしょうか。

市川総務部長

そういう御指摘を真っ向から否定するつもりは全くございません。先ほどの答弁でも申し上げたとおり、県有財産の適正化のために県民の財産でございますので、そこはしっかり適正化しなければいけないと。ただ、今私どもが考えている内容としては、議会にも御議決いただいて、きちんと未来に向けて適正化をしていくということをしていくべきだということで、相手がいる話でありますが、考えて決定したものでございますので、そのような方針に沿ってやっていきたいと思っております。

向山委員

私は、先ほど言った判決を経た中で対応策を得るのが一番の最善策だと考えます。

その上で、今回のこの和解案というのは、県の一番のメリット、大きな部分というのは損害賠償を行わなくていいというところで考えて、この和解案なんでしょうか。

市川総務部長

今の御指摘は過去の、旧契約のということでございますか。その内容としては、そういう変更がなされておりますので、これぐらいあれば、議会から御理解いただけるのではないかと、そういう思いで新和解議案を提出させていただきました。

向山委員

そうした意味でいきますと、長等に対する損害賠償請求権の放棄ということがあります。この住民訴訟、4号訴訟といわれますけども、このことに関していえば、判決が出た後に、損害賠償請求権を議会が権利放棄する議決ができるはずです。これは最高裁判例が出ていて、平成24年4月20日の最高裁判例で、この議決によって損害賠償請求権はなくなるはずです。

であれば、お願いをするタイミングが違うと思います。判決が出て損害賠償の額が決定をして、その段階でこういう理由だから、損害賠償を私たちはしませんと。だから、議会の皆さん、議決をお願いしますというタイミングならわかるんですけども、そうするべきじゃないでしょうか。

保坂行政経営管理課長 仮に裁判に負けて、損害賠償請求となった場合は、向山委員がおっし やるとおりに、過去の分について請求をすることを議会に対して免責のお願い をするということは考えられます。

それから、今年度、令和2年4月から免責に関しての新しい制度がございまして、知事の場合は年収の6倍までが善意でかつ重大な過失がない場合は、年収の6倍までという制限が4月1日から施行されていまして、そういうことを、今回の事案は、4月1日の施行以前の契約になりますので、それは適用にはならないですけれども、そういうものも考え方の基準にはなるかと思っております。

向山委員

もう端的になんですけど、今ここで和解をしなくても、将来判決が出た後で も、権利放棄ができるということでいいですね。損害賠償請求権を放棄するこ とが、議会の議決があればできるということで。

保坂行政経営管理課長 権利放棄というのは議決をいただくことは可能です、できます。

向山委員

ということはわかりました。今回和解で急がなくても、議会としては判断を、あくまで当局側が検証委員会の結果を踏まえて、この人たちはもう必要ないですと、全く賠償責任がないですということであれば、そのときに議会にお願いすれば、またこの適切に判断をして権利放棄ができるということです。これは今重要な話だと思います。そうであれば、裁判の結果をしっかりと経るべきじゃないかなと思います。

その上で、議会の責任についてお伺いしますけども、今回この和解案を仮に通した場合に、議会がどのような可能性があるのか、私も弁護士の先生にお伺いをしました。その際には、国家賠償請求、または損害賠償請求、例えば損害賠償請求は、富士急側がこの和解案を通したことによって、莫大な損害額を講

じた場合に、富士急が議会に対してこの損害賠償請求を起こす可能性があると 思いますけれども、いかがでしょうか。

市川総務部長

ちょっとなかなか正確なところは、過去の判例とかそういった正確なところは、ちょっと手元にございませんけれども、通常憲法の場合ですと、議員で行った評決について院外で責任を問われないというような、基本的な議員の執務の自由を保障する観点から、そういう規定があるのは承知してございます。

地方議会において、そういった関連の法律があるかどうかというのは、ちょっと私の手元にはないんですが、ただ、少なくとも私はそういったケースについては聞いたことはございません。

向山委員

加えて、国家賠償請求ということで、例えば富士急が損害賠償請求であれば、 住民としたら例えばこれで和解で平成29年度以前のものは損害賠償しないと いうことにすれば、それだけ本来県が得るはずだった金額がなくなるわけです よね。それを議決をしてしまった議会に対する国家賠償請求の可能性もあると 思いますけども、いかがでしょうか。

市川総務部長

済みません、ちょっとなかなか可能性はあるのかという話なので、今申し上げたとおり、そういうケースも把握しておりませんし、お答えすることはできません。

向山委員

それはこの委員会の審査の個々の議員が、多額な賠償請求される可能性のある事案ですので、法政当局としての見解をしっかり出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市川総務部長 済みません、ちょっとなかなか答えはできません。

皆川委員長

じゃあ、後ほどでいい。

ただいまの向山委員からの要求のありました見解につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

向山委員

済みません、ぜひ、個々の議員が訴えられた場合には、それぞれの議員が弁護士、仮に勝訴をしたとしても、弁護士費用も個々の議員が負担をしなければいけないし、個々の議員が対応しなければいけない、それだけ今回大きな議決の可能性があると思った上で発言をさせていただきました。

この和解案がいい、悪いは皆さん個々の判断なんですが、私個人とすれば、なぜここに県議会の検証委員会の意見も反映するというふうに入れていただけなかったのかなとすごい思います。この県と知事本人が訴えていただいて、知事は地方自治のあるべき姿を踏まえれば、外部に任せることなく、県みずからが県議会とともに主体的に対応、検討し、改めるべきところを改めて、県民にしっかり説明することが重要であると考えます。

であれば、やはりこの県議会の検証委員会の結果を踏まえて行っていくということを、一言入れるべきではないかと思いますけれども、それを交渉していただく余地はありますでしょうか。

市川総務部長 再交渉については、先ほども申し上げたんですけれども、今この状態であっ

ても、相当厳しい状況があるのは事実でございます。再交渉に際しまして、私 ども、なかなかこの議会中でということは申し上げませんでしたが、事実とし てはそのように求められている中で、さらに一部期間を削除するというお願い をしてきた中で、再交渉というのは、相当厳しいものがあろうかと思っており ます。

考え方として申し上げさせていただきたいんですけれども、私どもはやはり 基本的に、今回県有地の貸付について問題となっておりまして、その長として の責任をみずから検証して、それでもし請求権があれば行使していくというこ とにしてございます。

それは、財産の管理というのは長が行うことですから、基本的には考えてはおるんですが、ただそうであったとしても、日ごろから当然のことながら、この委員会やこの11月定例議会に限らず、議会の御指摘というのは、常に踏まえながら、私ども行政実務をしているつもりでおりますので、委員の御指摘がなくても、県としてしっかり県議会の御意見を踏まえながら対応していきたいと思ってございます。

ですので、先ほども猪股委員の御質問にもかかわってくるんですけれども、 この和解後であっても、きちんと議会からの御指摘に真摯に対応していきたい と思ってございます。

向山委員ぜひ、県議会の部分も検討をしていただきたいと思います。

最後に、ここを確認したいんですが、先ほどの現況をもとにしてこの和解が行われるという場合には、これまで県が行ってきた準備書面の中の過去の契約は全て違法無効だというところも、そこは大前提として、この検証委員会が行われるということでよろしいでしょうか。

村松森林環境部長 今回の法的議論の末、到達した私どもの結論が、適正賃料につきましては 現況をもとに考えていくべきであるということでございますので、過去の貸付 につきましては、素地価格のもとに算定したということでございますので、そ れらは無効であると考えております。

向山委員 準備書面の中で、何号書面かは示しませんけども、過去の契約は全て違法無効だと断言をされています。それをこの和解案というのは、それをもとにして行われるということで、これは確認ですけども、そう行われると思いますけども、それでよろしいでしょうか。

村松森林環境部長 ただいま委員の御指摘のとおりでございます。

向山委員 そうであれば、ここで和解を認める、可決をするということは、違法無効だということも議会も追認したということになります。そうであると、過去の歴 代知事の弁明の機会がないまま違法無効ということが決定をすると思いますけども、そのことについては、いかがお考えでしょうか。

金子林務長 先ほど部長が過去の契約は全て違法無効と申し上げましたが、それはあくまでも現況と山林素地が違う場合ですね。要するに宅地のところを山林として評価しているところは確かにそうです。森林として使っているところを森林で評価しているところは、当然違法無効にはならないということで、今は県営の貸地の場合は、かなりの量、半分以上はその森林として使っていますので、そういうところは対象にならないというのが1つございます。

そして、それぞれのいろいろというのは1つありますので、それが前提……。

(「委員長」の声あり)

向山委員

そういうところを聞いているんではなくて、被告準備書面9で言っているところは適用するかということです。少なくとも、本件各不動産にかかわる甲2の賃貸借契約は違法無効であると。今回の富士急との賃貸借契約は違法無効であるということを大前提に検証委員会は行われているということでよろしいんですね。和解案が妥結されると。

金子林務長

それはそのとおりでございまして、これは和解案によらなくて、判決による ものでも、双方の主張は、被告、原告、両方そのような主張になっているとい うことでございます。

向山委員

いや、ここで何が言いたいかというと、歴代知事の人たちの見解が何も出てきていないんですよ、賠償責任の対象になるのに。その人たちが違法無効と思っていたかどうかというのは、今後の検証委員会でしか弁証の機会、弁論の機会が与えられないんですよ。和解をしてしまうと、裁判所でのその方々の上申書とか申出書、これまで1回でも出たことがありますでしょうか。

金子林務長

そういうものは確認してございませんが、検証委員会の中でしっかりとそう いうところの御意見は伺っていくということだと考えております。

向山委員

検証委員会はわかりました。法的な中で、この裁判所の判決と同じ効力を持つこの和解をすることによって、過去の後藤前知事、横内元知事も一緒にそれまで被告でしたので、後藤前知事、横内元知事、山本元知事は反論の機会がないまま、責任があったことを裁判上も一生、そこに対して弁論できないまま閉じてしまうことになるんですけれども、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

金子林務長

裁判上でいえば、横内元知事の場合は取り下げをされていますので、対象にならないというのが1つであります。

(「そういう話じゃなくて」の声あり)

金子林務長

あとは、その訴訟の追行上の裁判所の判断の中で、どういう機会を設けていくかというのが決まっていくんだと考えています。

向山委員

和解をするということは、判決を経ないで終わるということですよね、基本的なことで。そうであれば、何を言いたいかというと、歴代知事の名誉が毀損されているんです。その人たちが漫然とやることによって、原告側の訴状を読んでいただければわかりますけども、賃料増額請求できるのにしなかった。そのことについては和解でこの裁判はもう終わっちゃうんです。後藤前知事も横内元知事も山本元知事も、名誉を毀損されて、あなたたちだめでしたねということが、そのまま反論できないまま終わってしまうんです。それを議会が追認していいのかというところなんですけども、それを和解でその議場の中で法的なところで反論できないことをどのようにお考えでしょうか。

金子林務長

今回の和解ということになると、この和解条項から言っても、原告のほう29年以前の責任を問わないということですので、そういう意味では、そこはもう原告としては当初の訴状とは違う内容になってきていると。なおかつ、これらについて、今後の賃料の適正化を図っていく中で、その過去のことについては、検証もしていくということでございます。

向山委員

繰り返しになっちゃうんですけど、過去の契約が全て違法無効で、訴状から全て見ていって、争点がなくなるということは、訴状で言っている原告側は知事が漫然とその賃料増額請求権を行使しなかったと批判をしているんですよ。その個人的な批判を受けていて、繰り返すようですが、後藤前知事も横内元知事も山本元知事も反論ないまま、だめな知事だったという世間ではレッテルが貼られるわけです。それだけ大きな和解案なんです。そのことを踏まえて議論されているかというところなんですけども、その方々の法廷での弁論の機会というのは、和解の前にするお考えはありますでしょうか。

金子林務長

原告のほうは、その過去の責任を含めて、県できちっと検証してくださいというようなことは、今回のその和解の条件だと考えています。

皆川委員長

執行部に申し上げますが、質問に的確に答えてください。お願いします。

向山委員

最後にもう一回言います。原告の話をしているんじゃないです。歴代知事の名誉をどうやって回復するかということなんですよ。これは検証委員会でやったって法的な裏づけは何もないところで、ただ道端の話と同じとまでは言わないけど、それぐらいのものでしかないから、法廷の場でしっかりと損害賠償請求される可能性のある人の意見をなぜ聞かないかということですよ、違法無効と言われているのに。それを聞く考えは和解の前にあるかどうか。そこをお伺いします。

金子林務長

その裁判の進行については、裁判所の判断ということになると思います。

向山委員

わかりました。県として聞く意思はないと判断をしましたので、私は少なくともこの検証委員会で歴代知事、後藤前知事、山本元知事に出席を求めるとともに、横内元知事の御遺族の方にも、今回のこの県の対応についていかがお考えかをお伺いしたいと思います。これは要求をします。

その上で、最後 1 点だけ、今回、第 1 2 1 号議案が仮に議決をされなかった場合は、専決処分の可能性はありますでしょうか。

市川総務部長

県は、そのような考え方は基本的に持っておりません。

渡辺委員

まず初めに、繰り返しの質問になろうかとは思うんですけれども、我々が議論ができているということも、議会として会期を延長したからであって、そもそも、この最終日に第120号議案を取り下げ、第121号議案を提出して、その場で即決を求めるということについて、改めてこの場で、今議論ができているのは、あくまで議会の権能として会期の延長ができたからであって、議論ができているのでありますので、そこで即決を求めたことについて、どのようにお考えなのか、改めてお伺いします。

市川総務部長 先ほど答弁申し上げたところと重複があるんですけれども、一度本委員会に

おいて継続審査が決まった後において、議会に何とか御理解をいただきたいと、この一心で再交渉して、その結果として結局のところ、最終日に議案を追加提案するということに至りました。このこと自体に対する指摘、御批判ということは、しっかりと私どもも真摯に受けとめないといけないと思っておりますし、反省してございます。

その上で、今委員御指摘のとおり、御判断の結果、議会を延長し、御審議に応じていただいているということに、心から感謝申し上げたいと思います。

渡辺委員

原告から期限を切られて交渉をする中で、議会に対してお願いする中で、それは本会議で言いましたが、あくまで原告の主張であって、議会としては慎重に議論をしていかなければならない問題だということが、もう皆さんわかっていると思います。この特別委員会をする中で、さまざまな疑義や質問が出てくる中で、これは本当にしっかりと議会としての意思を形成するためにも、やらなければならないという特別委員会ですので、しっかりと執行部としても十分な審議時間を確保することを最大限心がけていただいて、原告との交渉に臨んでいただきたいと思います。

次に、このスケジュール、この和解案の中で、先ほど各委員からありましたけれども、検証委員会のメンバーも決まっていない。今後のスケジュールもわからない。それでこの和解案をお願いしますと上程されていると思いますけれども、それは余りにも、議会として白紙委任しろということですか。どのように考えられているんですか。

市川総務部長

議会におけます審議と似たようなところもあるんですが、これだけ大きな問題でございます。私どもとしては、あらかじめみずからリミットを切って検証作業をするのではなく、きちんとやって、今の時点でいつまでにということを決めるのでなく、そこは検証委員会できちんと丁寧な御審議をいただきたいと考えてございます。

渡辺委員

本会議の質問でも述べさせていただきましたけれども、やはり議会に提案してくる前に検証委員会のメンバー、そして今後の大体のスケジュール、そういったものを示してから、こういったものを出してくるのが、誠実な対応だと私は思います。いかに原告から期限を切られたとしても、それはそれとして、議会に対する対応として、私はそれが誠実な対応だと考える次第です。

次に、先ほど来から平成28年度以前の責任は問わないということが前提条件になっているようですけれども、この和解の条項を見る限りにおいては、確かに「平成29年度以降、現在に至るまでの」という言葉があるんですけれども、28年度以前のものを問わないという文言は、一つも書いていないわけですよ。これは問わないということはどこで担保されるんですか、この和解案で。

村松森林環境部長 この和解案をごらんいただきますと、ここに書いてあるとおりでございますけれども、まず1点目といたしまして、平成29年度以降、現在に至るまでの状況についてしっかり検証委員会において調査をするということが、まず第1でございまして、その結果を踏まえまして、その期間における各知事に対する損害賠償請求権でありますとか、補助参加人に対する損害賠償請求権、そういったことがある場合については、その請求権を適切に行使すると。

こういう被告側としてやるべき事項を明確に明記した上で、そのかわりに、 原告側とするとこういう条件のもとにこの訴訟を取り下げるということでございますので、ここに書かれていない部分については、その約束の範囲外である というふうに考えております。

渡辺委員

約束の範囲外ということは、この和解案では、平成28年度以前のことは問わないということは担保されないということですね。それともそういって限定してきたので、信義則か何かに、法的な何かによって平成28年度以前が責任が今後追及されない。あるいは原告として追及しない。そういうことが担保されるということなのか、どっちなんですか、どうなっているんですか。

金子林務長

この和解案では、先ほど部長が申し上げたように、3のところで原告は「本件訴えの全部を取り下げ」とありますので、訴えの全部を取り下げられるわけです。残っているのは、ここの上の(1)、(2)こういうことでございます。

(「違うって言ったじゃない」の声あり)

渡辺委員

これは訴えは全部取り下げる。訴えているのを取り下げるんですけども、これは残るわけじゃないと思うんです。和解の1と2が残るわけじゃなくて、これは新たに合意によって、この文言が双方によって合意締結されるということだと思うんですけれども、別に残るわけじゃないと思います。訴えを全部取り下げるのか、どうなんですか。

金子林務長

もちろんそのとおりなんですが、要するに今後双方で合意してやるべきことは、この(1)と(2)に限定されると。被告と原告の間ではですね、そういうことでございます。

渡辺委員

もういいんですけれども、だから、平成28年度以前のことが本当に原告として、もう今後何のことも、いかなる方法によっても県に対して賠償責任なり、責任追及してくることがないという担保が本当にとれているかどうかですね、ちょっと明確なお答えがいただけなかったので、不安に思うところであります。そして、次に、これはくしくも向山委員からの質問で明らかになったことで、素地価格か現況かと、この県有地問題における最大の私は論点だと思ったんです。これによって、継続賃料でやるのか、違法無効なので新たな契約を締結がここれによって、継続賃料でやるのか、そういうことも含めて最大の論点がここにはあるということが、この和解案を承認することによって、この検証要な和解案であるということが、くしくもこの場で明らかになったという方となんですけれども、この和解は、確定判決と同じ効果を当事者間において持つわけでして、この大変重要なことをしっかりと聞かれる前に、この判決の効果、和解の効果について、事前に我々に説明すべきだったと思うんです。これについて誠実だったかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

市川総務部長

訴訟追行の一環の中で、私ども原告との協議の中で、こういった案が出てきたところでございます。和解については、地方自治法に基づきまして、議会の御議決が必要だということなので、おおむね合意がとれたところで、議案として提出したところでございます。

渡辺委員

我々も皆さん方も今までの何日かの議論の中で、第237条第2項、県として違法無効だと主張される法的根拠の適正な価格とは一体何なのかということがずっと議論されてきていたわけだと思います。そういった議論を聞いていな

がら、こういったまさに県としての立場を確定させてしまうようなことについては、やはりこの和解案を是か非か検討するには、まずこの特別委員会における素地か現況かをもっと検討していかなきゃならないんだという結論に、私の中で至りましたので、しっかりと議論していきたいと思います。

もう終わります。意見です。

小越委員

確認したいんですけど、今回の和解案によって、平成29年度以降となりますと、最初の第120号議案で、山本元知事、後藤前知事、富士急さんでしたけど、そのときに山本元知事は49億円、後藤前知事は23億円、富士急さん4億円とあったんですけど、山本元知事は平成15年から19年であって、後藤前知事が平成27年から29年10月6日、富士急さんが平成29年1月1日から29年10月ですけど、今度の和解案でいくと、すなわち平成29年以降となりますと、後藤前知事、富士急さんに一体幾らの損害賠償になるんでしょうか。

保坂行政経営管理課長 それにつきましては、検証委員会で決めていくことになると思います。

小越委員

今後住民訴訟のもらったところでいくと、この金額がその細かく出ているけどね、算定根拠はあると思うんですよ。今度は後藤前知事は平成27年から29年にかけているので、そこがちょっとずれている。富士急さんは29年だから、このまま4億7,393万2,967円かと思うんだけど、後藤前知事は、じゃどうなるんですか。この金額が何の根拠もなくここで勝手にやはり23億円だとか、いや2億円だとか、3,000万円かと決められるんですか。

市川総務部長

ちょっと確認させていただきたいんですけど、済みません、今の委員の御指摘は、今の訴えを前提として、その期間を減らすとどういう額になるかと、そういうお話ですか。それは計算できますよね。

(発言する者あり)

小沢県有林課長 原告が算定した方法で、期間を延長するという方法で……。

皆川委員長 期間延長と言った。

小沢県有林課長 ごめんなさい。平成29年から現在までの価格を算定すると。 これから試算をします。

白壁委員

仕入れ単価が出ているから、それに年数を掛けるだけだよ。45で掛ければいいだけだよ。ちょうど45で計算すれば。今言われて、はい、100円ですということは言えないよ。ちょっと時間かかるよ。

皆川委員長 委員各位に申し上げます。ただいま小越委員からの要求にありました富士急 行、後藤前知事、長崎知事に対する請求額の要求につきまして、執行部にその 試算を要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長
じゃ、執行部お願いします。ちょっと今は無理かもしれないから、また後ほ

どでいいですか。

(「はい」の声あり)

皆川委員長

次の機会になっちゃうと思いますけど、ぜひお願いしたいと思います。 それでは、この件についてどうぞ。

小越委員

この金額が幾らか、きっと根拠があると思うんですけど、私も本会議で質疑させていただきました。そのときに、知事は先ほど猪股委員や向山委員からもあったんですけど、総務部長が言うには、知事が原告を説得して第121号議案の和解にしてもらったと。

でも、本来住民訴訟は原告の方が、たしか一番最初本会議のときに、この和解案を飲まなかったら徹底追及すると。住民訴訟というのは、損害賠償を求めるわけですよね。損害額の回答を山梨県にお金を不当に使ったとか少なかったということで、損害賠償を求めているんだから、損害賠償をさせてほしいと原告は思っているのに、山梨県はなぜそれを、まあまあとしたのか。何でそこまでするんですかね。

損害賠償、住民訴訟を意義あるものだと知事は言っていました。最初の本会議のときに住民訴訟は意義あるものだから、これをちゃんと受けとめなきゃいけないと言っていた。住民訴訟は損害賠償をするのが一番ですよね。その原告も損害賠償でこの差額の損害賠償を求めている。だけど、この特別委員会を聞いたら、いや、それはちょっとだからということで、原告に知事側が説得して、損害賠償は引っ込めてくれと、ここだけにしてくれと言ったという。何でそこまでやるんですか。

市川総務部長

議会の御指導のもと、県執行部がみずからやっていくのが地方自治のあるべき姿だという知事の考え方で、私どもも統一しております。

小越委員

それは、知事の考えだと。知事は住民訴訟はあんなにすばらしいと、最初の本会議で、たしか私の記憶では一番最初に言っていましたけど、だんだん変わっていって、私の質問の最後のところには、損害賠償は不毛だと。損害賠償をやってもしようがないということまで始まったわけですよ。ころっと変わったわけですよ。

住民訴訟がすばらしいと言ったのがだんだん変わっちゃって、損害賠償その ものがやっても意味がないなんていう話になりました。

そして、とても気になるのは、さっき部長が言いましたけども、山梨県のことは県民を代表する県議会と県の執行部こそ、誰よりも山梨を知り、真剣に考えている。外部機関の裁判所に委ねるのではなく。ということは、裁判所は要らないということを言っているということですか。

市川総務部長

違います。あくまで、県行政を適正化していくべき主体、それはまず私ども 県だと思っているものでございます。

小越委員

住民訴訟で裁判で訴えているわけだから、そこに知事側が、それはやめてくださいとか住民訴訟を引っ込めてください。そんなことを言う立場はないと思うんですよ。裁判所の中で訴えられているんだから、裁判所が、こちらの話を聞いて、そしてやるのが住民訴訟じゃないですか。住民訴訟をやめてくれみたいなね、そういう圧力をやったのかと感じるんですが、いかがですか。

市川総務部長 住民訴訟の制度そのものの意義については、もちろん十分理解しております。 その上で原告の主張、あと私どもの主張、考え方、そういったことを照らし合 わせて、基本的なところで争いがなくなったものですから、そうである以上、 県みずからがその適正化に向けて作業を開始するということが重要だと思って おります。

小越委員

検証委員会を設けるとありましたけど、先ほどから何人もの方が言っていま す。検証委員会のメンバーが誰かということで、この裁判をやってもしようが ないと。自分たちでやるからいいですよという、その姿勢に私はすごく心配な んです。自分たちの都合のいいところだけ集めて、第三者の人に委ねてもしよ うがないと知事は言っているわけですよ。そういうところに、ちょっと、信用 が置けるかと思っちゃうんです。

たしかミネラルウオーターのときもそうなんですけど、この検証委員会のと ころに、当事者事業主、富士急さんなり、借りている方々は入るんですか。

保坂行政経営管理課長 検証委員会では、借地人である富士急さんの主張もお聞きするという ことを予定しております。

小越委員

お聞きじゃなくて、そのメンバーに入るんですか。その富士急、この県有地 以外の全体を含めて、ほかの方々も含めですけど、メンバーに入るのか、どっ ちですか。

保坂行政経営管理課長 委員は現在交渉中ですので、そこはまだはっきりは申し上げられませ λ_{\circ}

小越委員

たしか、ミネラルウオーター社の検証のときも、当事者の方々から、これお 金の話ですから、課税されると同じだけど、お金を今度払わなきゃならなくな る。当事者の方々がメンバーに入れなかったら、不公平じゃありませんか。さ っき聞いたら、適正価格とは何ぞやというときに、現況でいきますと、きょう 言っていましたよね。現況でいきますとなると、山梨県が今現況、正しいのは、 この20億円だと。20億円が適正だと言っている限りは、この20億円で、 皆さんいかがでしょうか、そうですねと検証された。それで検証されて、やは り20億円が適正でございます。そうなったときに、訴えられる富士急さんと 後藤前知事は幾らぐらいになるんですか、金額は。

市川総務部長

済みません、先ほどの答弁にもなってしまうんですけれども、借地人、富士 急行の主張については、必要に応じて聞いてまいりたいと思います。委員に加 わっていただくことは想定してございません。その上で、今の金額の話ですけ れども、まさにそここそが検証委員会で御議論していただくところなのかなと 思っております。

小越委員

それで、何度も言うんだけど、この恩賜林県有財産賃貸契約書をいただきま したけど、何度も言うんですけど、ここが本当に解せないんですけど、第5条 の3、月割り計算によりということで、そこで3億2,000万円ぐらい、金額 が出ていますよね。平成29年、30年と。その次に3年ごとに改定するもの とする。ただし、甲において、甲というのは山梨県ですよね。

(「甲は山梨県知事」の声あり)

小越委員

そう、山梨県において一般経済事情の変化、または土地価格の変動により、 適正な時価――時の価格ですね――時価に比し、不相当と認めたときは随時に 改定するものとするとあるけど、これはやったことがないと何回も聞いたら答 弁をいただきました。

それで、その次、貸付料を改定するときは、甲が乙に通知する。だから、富士急さんに通知し、乙・富士急はこれに基づいて甲・県に承諾書を提出するものとする。この場合において、乙、つまり富士急は正当な理由がないのに、これを拒むことができない。すなわちこれは県の言い値なんですよ。県が20億円だったら20億円払ってください。6億円なら6億円払ってください。これは拒むことができないんですよ。余りに県の一方的な契約なんですよ。

だから、この適正賃料とは何ぞやということが判明して、20億円になったとする。そうしたら損害賠償も求められ、そして拒むことができないんだから、20億円でしたら20億円払ってくださいとなる。いや、払えないとなったらどうするのか。そうしたら現状復帰で戻せと言われるんですか。そんな契約あるかと。でもこれは別に富士急だけじゃなくて、恩賜県有財産の貸借はみんなそうなっているのね。山梨県が言ったお金で払ってくださいよと。拒むことはできませんと。そんな契約書、幾ら県有地だから県が必要だからというけど、それをずっと20年、30年、80年やっているわけだよね。それはないだろうと。

だから、そこについては、この検証委員会の中で、この契約のやり方そのものも、変更することも考えられるんですか。

金子林務長

まず、検証委員会の中での検討ということは、貸付手続の適正化ということですので、そういうことも考えることはできると思います。

小越委員

書いてある契約書についても変更を考えてくれるということ? ここに書いていないけど、和解に。この契約のあり方ですよね、さっき言った県が一方的にお金を決めて、拒むことができないと書いてある、これはそうしたら適正賃料が20億円ですよと決めたら、払わなきゃならない。拒むことができない。この契約のこの条文も、この検証委員会の中で変更することはできるんですか。そこまで考えているんですか。

金子林務長

この契約に関しましては、そこにも書いてあるように、正当な理由がないのに、正当な理由があれば、当然拒むということですので、基本的にはこれは合意を前提とした文言と契約書上は読み解くことができますので、一方的な不適正な契約だと考えてございません。

小越委員

ということは、拒むことができる。富士急さんは20億円だったらとても払 えませんと拒む。そうしたときどうするんですか、山梨県は。

金子林務長

まずはその正当な理由があるかというのが1つと、これはもう合意しなければいけないので、この金額を算定した根拠ですとか理由、こういうことをしっかりと説明をして御理解をいただくということだと考えております。

小越委員

簡単には御理解いただけないと思うんですよね。今まで3億円だったのが、 今度20億円です。御理解ください。はい、わかりましたと。判こを押す、そ んな会社はないと思いますよ。それを説明して納得してくださいと、そんな会 社どこにあるかと思うんです。

さっきも聞きましたけども、その検証委員会に富士急さんは入らない。事業者側は話を聞くだけだと。そうしますとこの裁判そのものがさっきも聞いたんですけど、原告と被告、被告の県が今原告となってしまった。補助参加人は居残るけど、補助参加人は補助だから原告、被告が一緒になれば、富士急さんはもう全然蚊帳の外、何も言うことができない。もう裁判は終わってしまう。終わってしまうのに、富士急に損害賠償と、もしかしたら適正賃料を20億円で払えということになっちゃう。富士急さんはどこで言えばいいんですか。

この和解案について、たった3日でころっと変わったんですけど、富士急は この和解案で何と言っていましたか。コメントは。

市川総務部長 承知してございません。

小越委員

ということは、補助参加人で一番被害をこうむって、そしてこれから未来にわたって20億円にもなってしまう。その方々に和解案の内容も示さず、出してきたということですよね。コメントがないということは。富士急さんに、こういうことで和解をお願いしているけど、どうでしょうか。これで飲んでくれますかと、一緒の被告だったんですよ。いわゆる仲間だったんですけど、そこに何もせずに議会にポンと出してきて、結局出たのは富士急さんに将来にわたって多額のお金を払ってくださいとなるわけですよ。

この適正賃料のことですけども、ここにありましたけど、これは議会にかかりませんよね。議会にこの適正賃料、じゃあ来年変更のときに、今度から3億円を4億円にしますと、5億円にしますというふうに、議会にかからない。3月30日にこれを締結している。でも、議会はとっくに3月の定例会は終わっている。議会にかからないんですよ。知事の言い値になっちゃうんですよ、これからも。知事がかわって、やはり素地価格にしましょうと、山林にするから3億にするよと。いや、今度はやはり20億円と。知事がかわるたびにこの契約書が変わる、金額が変わる。

少なくとも、普通の使用料、利用料のように、議会に諮って議会の議決を求めて賃料を今度考えるというふうにならないんですか。

金子林務長

先ほどの知事がかわれば変わるかというところは、これはもうこの地方自治 法に基づいてこれは適正であるという法的な判断のもとやってございますので、 知事がかわったから、その考えが変わるということはないと考えてございます。

小越委員

今回変わるじゃありませんか。今回、今まで山林価格だったのに、今度知事がかわったら現況にしますよと変わったじゃありませんか。だから、それに裁判所の判断を仰がず自分たちでやりますよと。裁判所に委ねること自体が、それは間違いみたいな答弁を聞いて、私は非常に心配になりました。

司法というものを何だと思っているんだと。そこに議会側が突っ込んで行政が突っ込んで、それをいいですよと、それはないだろうと。やっぱり一番公平公正なのは、やはり開かれた場の裁判の中で、それは勝つか負けるかはわかりませんよ。それが弁護人が言っているかもしれないけど、それは弁護人の人が負けるとか勝つとか言ったって裁判所の判決はわからないわけだから、やってみなきゃわからないわけだし、それをこの和解案でいくと、何だか将来にわたってこうなってしまうんですよね。

だから、少なくとも富士急さんが何て言っているのか、どういうコメントを

持っているのか、県に対してどう思っているのか、ここで聞きたい。補助参加人だけど、この裁判が終わってしまう、これだったら。富士急さんはどう思っているのか。さっきこれは県の責任だと林務長は言いましたよね。県の責任なのに、なぜか県のことは何となく免れたと、過去の知事のことは免罪されて、何でこんな一方的な契約を結ばれた方がこんなふうになっちゃうんですか。富士急さんの弁護人なり、富士急さんの見解を私はお伺いしたいので、お願いしたいと思います。

その他

- ・12月23日に現地調査、12月24日に参考人招致等を行うこととされた。
- ・参考人の人選及び招致日時の決定は委員長に委任された。
- ・本件に関する現地調査は、議員各位及び県民の関心が非常に高い案件であることから、希望する委員外議員の出席を例外的に許可することについて了承された。

以上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巌